

議	去る 2 月 2 7 日午前 1 0 時、議会運営委員会を開催しました。 本日をもって招集されました令和 8 年第 1 回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から 3 月 6 日までの 4 日間とすることに決定しましたので、御報告申し上げます。 次に、令和 8 年度予算案につきましては、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置して審議することにしました。 特別委員会の正副委員長の選出方法については、指名推選とし、議長において指名することといたしました。 各会計の新年度予算の質疑については、一般会計予算については、歳入歳出とも款ごとに、特別委員会、特別会計及び企業会計については、歳入歳出ごと、収入、支出ごとに質疑をすることとしましたので、御了承願いたいと思います。 次に、一般質問については、4 人の通告がありました。 提出案件の審議については、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いします。よろしくお願いいたします。 お諮りします。本定例会の議会運営につきましては、委員長報告のとおりとし、会期は本日から 3 月 6 日までの 4 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 議	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 6 日までの 4 日間と決定しました。 提出案件は、議案第 1 号令和 8 年度厚沢部町一般会計予算から議案第 1 4 号令和 7 年度厚沢部町国民健康保険病院事業会計補正予算の予算案 1 4 件、条例の制定及び一部改正案 1 3 件、計画

議 議 町	策定案 1 件、専決処分の承認 2 件、発議 2 件、報告 2 件、議員の派遣 1 件の合計 3 5 件であります。 町長から町政執行方針及び提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。 町長 令和 8 年度第 1 回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、町政執行への所信を申し上げます。 今年は、町政のかじ取りを担わせていただき 4 年目を迎えます。任期の最終年度となりますが、町政における課題は依然として山積しております。長年の懸案事項や新たな行政課題にしっかりと対応し、引き続き町民の皆様が希望を持ち、真に幸せを実感できるまちづくりに全力で取り組んでまいり所存であります。 昨年を振り返りますと、全国的に熊による被害が相次いだ 1 年でありました。道南地域でもヒグマの市街地出没が多発し、福島町では 7 月にヒグマに襲われた男性が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。このような状況を受けて、新たに「緊急銃猟制度」が始まりました。これからも地元猟友会や警察と密接に連携し、安全対策と被害防止に取り組んでまいります。 また、昨年 8 月には大雨による土砂災害、河川の氾濫、農地への土砂流入など、甚大な被害に見舞われました。年度内に復旧が完了しない箇所については、予算を次年度に繰り越して 1 日も早い復旧を目指してまいります。 さて、国政においては、2 月に執行された衆議院議員総選挙を経て、1 8 日に召集された特別国会で高市自民党総裁が内閣総理大臣に選出され、第 2 次高市内閣が発足、物価対策等をはじめとする経済対策が進められております。
--	--

臨時国会で成立した補正予算には、各自治体が地域の実情に応じて活用できる「重点支援地方交付金」が予算措置されました。本町では昨年末速やかに予算化し、町内限定の商品券「地域応援券」の配布や、福祉灯油の増額、水道基本料金の減免等、町民の皆様への迅速な支援につながるよう取り進めてまいりました。

さて、令和８年度の国の一般会計予算案は、総額で１２２兆３，０００億円となり、過去最大であった昨年の１１５兆２，０００億円を超えるものとなりました。

解散総選挙で例年より１か月遅れの国会提出であります。高市総理は今年度内の予算成立を目指す考えを示しております。国民生活や地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、１日も早い新年度予算の成立に期待しているところであります。

増え続ける社会保障費は、高齢化の影響や少子化対策の強化などで過去最大の３９兆５００億円に上っております。

一方、新規国債の発行額は２９兆５，８４０億円で、前年に比べ３．３パーセントの増額となります。税収が伸びることで、基礎的財政収支は２８年ぶりの黒字化を見込んでおり、高市総理が掲げる「責任ある積極財政」を反映した予算となっております。

物価高騰が続く中、食料品の消費税を２年間ゼロにする案が「社会保障制度に関する国民会議」で議論される見込みですが、いずれにしろ、物価上昇を上回る実質賃金の改善や社会保険料負担の軽減等により、国民の手取りを増やし、国民が真の豊かさを実感できる政策の実現が期待されるところであります。

また、地方財政計画においては、例年本町歳入の半分を占める地方交付税が出口ベースで前年対比１兆２，２７４億円、６．５パーセントの増となっております。本町においては、人件費の

増加、水道設備等のライフラインの更新や大型事業実施に伴う起債の償還、施設管理費などの経常経費の増加により、町の財政も年々厳しくなることが予測されます。

今後とも本町の行財政運営については、国・北海道の動向を注視しながら、積極的に支援策等を十分活用して、効率的で公平な行政サービスを提供し、財政の円滑な運営に努めてまいります。

多くの先人たちが不断の努力で築いてこられた「ふるさと厚沢部町」は、豊かな農産物、美しい自然、多才な人材など、あらゆる分野で高い潜在能力を有しております。次の時代に健全な形で引き継いでいくため、これまでの行政経験を生かし、職員と一丸となって共に知恵を絞り汗を流してまいります。

次に、政策の展開について申し上げます。

少子高齢化・人口減少への対応であります。

人口減少は、労働力不足や地域内消費の縮小を招き、地域経済の衰退や空き家・空き店舗の増加、さらにはコミュニティー機能の低下を引き起こし、地域全体の活力の低下につながることから、まずはしっかりと子育て世帯に対する支援を充実させることに注力してまいります。

令和5年度から実施しております認定こども園の完全無償化、小・中学校給食費の無償化、高校生への通学定期代金助成を継続し、保護者の経済的負担軽減を図ります。

また、令和6年度から大幅に拡充した奨学資金制度についても継続してまいります。

保育園留学については、増加傾向にある海外からの利用者受入れ体制を強化するとともに、保育園留学から移住につながる施策を引き続き継続してまいります。

ハードルが高い、いわゆる“完全な移住”だけではなく、国内外の子育て世帯が一定期間滞

在、もしくは季節的な居住を含む「やわらかな定住・二地域居住」といった多様で柔軟な暮らし方や移住スタイルを提案し、厚沢部町ならではの特徴を生かしつつ、「保育園留学」をさらに発展させてまいります。

高齢者・障害者対策につきましては、現在、本町における65歳以上の高齢化率は45パーセントを超え、増加の一途をたどっております。

このような状況の中、独り暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増えております。

そのために在宅福祉に重点を置き、各地域での「サロン活動」やボランティア活動、社会福祉協議会の運営を支援するなど、自助、共助、公助のバランスに考慮しながら、町独自の高齢者生活支援事業を拡充し、安心な暮らしを支えてまいります。

また、心身の発達面で個別支援を必要とする子供への支援として発達支援センターの充実にも努めます。

交通弱者対策につきましては、高齢化や人口減少に伴い、これまでの一般的なバス運行に代わり、身近な移動手段として持続可能な交通ネットワークの構築をしたところですが、高齢者の通院や外出支援を支える交通空白地有償運送や高校通学用乗合バス運行を引き続き行ってまいります。

定住促進対策につきましては、持家建設奨励金の拡充、中古住宅購入及びリフォーム費用の助成、誕生祝金の増額などを行っておりますが、本事業の総合的な周知・広報活動にも力を入れてまいります。また、公営住宅等長寿命化計画に基づいて、高見団地の建て替えも計画的に行っていきます。さらには、新たに空き家改修による賃貸物件整備支援事業の導入や道営住宅の早期着工、完成を目指してまいります。

力強い農業・林業・商工業を築くための対策であります。

厚沢部町の発展を支えるのは農業・林産業であり、これまでも積極的に様々な施策を展開し、振興に努めてまいりました。

昨年のＪＡ新函館厚沢部支店の販売額は、約３０億１，２００万円との報告を受けております。前年同期比で１億６，５００万円ほどの増加となったことは喜ばしい限りですが、この販売額を大きく押し上げた要因は米を中心とした価格高騰によるものであります。しかし、多くの作物が高温障害による品質低下や収穫量減少に見舞われました。

夏場の高温対策や燃料価格、農業資機材価格の高騰が続いており、これらが農家経営を圧迫している要因であります。さらに、労働力の減少が進む中で、持続可能な農業生産を実現するため、スマート農業機械など経営継続に必要な機械や設備の導入支援も引き続き行ってまいります。

昨年は、あっさぶマークイン１００周年を記念し、マークインポテトチップスが製造・販売され高い評価を得ました。当町農業の根幹であるマークインの作付を確保し、その伝統を守り続けるために様々な方策を検討し、ＰＲ活動も実施してまいります。

新規就農者や後継者の支援につきましては、担い手協議会等関係機関による相談体制の充実や国の助成制度を活用して、新たな担い手が円滑に就農できるよう支援してまいります。

近年の地球温暖化等に伴う気象変動で発生する高温や集中豪雨などによるリスクを軽減するためには、基本技術の励行に加え、明・暗渠排水整備や堆肥投入などの基盤整備が重要であると認識しております。

これまでも暗渠排水など透排水性改善支援に取り組んできましたが、今後も町単独の小規模土

地基盤整備事業の実施により、優良農地の維持、確保に努めてまいります。

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の補助を継続して実施するとともに、町単独事業として農業共済掛金助成や地力増進対策事業費補助及び農道整備事業費補助なども継続しながら、農業経営の安定化を図ってまいります。

これまでの「水田活用の直接支払交付金」は令和８年度までの対策であり、令和９年度以降は作物ごとの生産性向上等への支援にシフトするといった方向性が示されております。

農業経営に大きく関わる制度変更でありますので、多方面からの情報収集を行い、必要に応じて要請活動も進めてまいります。

また、ヒグマやエゾシカなどによる鳥獣被害対策については、電気牧柵購入費への助成に加え、町が所有する電気牧柵の利用促進を図るとともに、高齢化に伴い減少しているハンターの確保策として狩猟免許取得・更新に対する支援を行うほか、地域おこし協力隊制度を活用して外部人材の確保にも取り組んでまいります。

一方で、「自らの農地は自ら守る」という自己防衛意識を高めていくことも重要だと考えております。

次に、林業、林産業についてであります。

豊かな自然環境の中にあって、町の約８割を占める森林は、地球温暖化防止対策の推進をはじめ、安全な国土の形成、水源涵養、保健休養などの多面的機能を有しているほか、産業として貴重な資源であります。

町有林管理については、除間伐や枝打ち、下刈りなどの適切な撫育管理や森林基盤整備等を推進し、森林機能の維持に努めます。

民有林については、循環利用や集約化を進め、「豊かな森づくり推進事業」や除間伐、枝打ち、下刈り事業への支援を通じて地域林業の振興を図ってまいります。

また、林産業については、林産協同組合の活動支援や地域材の積極的ＰＲに取り組みます。地場産材の利活用の促進とともに、林業者だけでなく林産業全体の安定経営に努めてまいります。

さらに、森林環境譲与税基金事業として、民有林の下刈りや除間伐事業への助成も行い、その森林機能が維持できるよう支援をしてまいります。

次に、商工業・観光について申し上げます。

商工業については、人口減少やインターネットを利用した商品購入が地元での消費減退を招いており、また、高齢化の進行に伴い、買物弱者の増加も懸念されているところです。

このような実情を踏まえ、引き続き商工団体の育成と中小企業の経営安定を継続支援するとともに、商工会と連携し、新たに「商工業者支援事業補助金」を創設して、新規開業や事業拡大、販路開拓、人材確保に向けた取組を積極的に後押ししてまいります。

観光については、客室等の改修工事を行ったうずら温泉のさらなる経営改善支援に努めるとともに、老朽化した浴場の改修や照明のＬＥＤ化工事を実施します。昨年から着手しております道の駅物産館の建設工事も引き続き進めてまいります。今年１０月にはリニューアルオープンイベントを開催し、新しい道の駅物産館を前面に打ち出したＰＲ活動を展開します。

令和４年度に整備した商業施設とともに、町の魅力発信基地として町民の皆様に愛される道の駅づくりに取り組んでまいります。

また、「アウトキャンパス」や「ちょっと暮らし」事業の継続的な展開で、交流人口・関係人口の拡大を図るほか、素敵な過疎のまち推進事業により、厚沢部町の応援団員の獲得拡大に努め

てまいります。

さらに、観光協会への育成支援や各種イベントへの助成も拡充してまいります。

くらしの安全・安心なまちづくりについてであります。

本町では、がん等の病気を早期に発見し、重症化リスクを軽減することを目的として、町が実施する総合健診や各種個別検診を令和6年度から全て完全無償化しています。

検診等の受診率は徐々に向上しており、病気の早期発見につながった事例も耳にしております。

本施策は今後も継続してまいりますので、町民の皆様にはぜひ健診等を受けていただき、疾病の早期発見と早期治療によって、健康の維持・増進につなげていただきたいと考えております。

3月末をもって長年地域の安全・安心を支えてきた江差警察署館駐在所が厚沢部駐在所に統合されることとなります。影響を最小限に抑えるため、防犯カメラの増設を行うとともに、解体予定であった館駐在所を町が買い取り、「警察官立寄所」として活用することで、地域の安全・安心を守る施設となるよう、引き続き道警と協議してまいります。

災害に強いまちづくりでは、災害緊急情報などを町民の皆様に迅速かつ確実に一斉伝達する「防災情報配信システム」を4月から運用開始いたします。スマートフォンへの迅速な情報提供に加え、スマートフォンをお持ちでない方には戸別受信機を無償貸与し、情報伝達体制を強化いたします。また、昨年は消防署館分遣所の水槽付ポンプ自動車を最新車両に更新しており、今年は3地区の小型ポンプ付積載車を更新してまいります。今後も防災体制の一層の強化を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりに尽力してまいります。

新エネルギー導入促進については、役場内に新たに脱炭素政策専門係を設置し、地域新電力会

社「ハチャム」とともに体制整備を図ってまいりました。

現在の社会情勢を踏まえた計画の見直しにより、今後は国の脱炭素先行地域事業を活用しながら、風力や太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの地域内消費を進めて地域循環型社会の形成に努めてまいります。

国保病院は、命を守り暮らしに安心感を与える地域医療や救急医療拠点として極めて重要な役割があります。

しかし、その経営環境は物価高や人件費高騰などにより極めて厳しい状況にあります。地域連携法人「南檜山メディカルネットワーク」を通じた圏域内における業務連携の強化に努め、安定した地域医療提供体制の維持に取り組んでまいります。

過疎地では、医師や医療技術員の不足が深刻化しておりますが、これからも良質な医療の提供や経営改善などに引き続き注力し、町民の期待に応えられる町立病院を目指してまいります。

また、函館市との定住自立圏協定で掲げているドクターヘリの運行や脳疾患患者の搬送経費も継続して支援し、広域的な緊急医療体制の充実に努めてまいります。

健全な行財政運営についてであります。

予算の効率化・重点化による計画的な財政運営については、本町の財政は、これまでの行財政改革によって健全な財政運営を維持しておりますが、町税等の自主財源が乏しいため、歳入の過半を占める地方交付税の動向次第では非常に厳しい状況に陥る可能性があります。

これまで積み残されていた公共施設の老朽化対策に加え、各学校やこども園、病院等の冷房設備の整備、運動施設や設備の更新等については必要な投資を進めてまいりました。その結果として、基金の減少や町債の増加が一定程度見込まれますが、今この時期に対処しなければ、将来的

により大きな財政負担を背負うことになるという認識の下、計画的に取り組んでまいります。

限られた財源を最大限活用するためには創意工夫と柔軟な発想が不可欠です。事務事業を検証し、効率的な施策展開と質の高い行政サービスを提供するため、職員一人ひとりの能力向上にも引き続き取り組んでまいります。

情報公開による透明性の確保については、これまでどおり、厚沢部町情報公開条例に基づき、町政の透明性の確保に努めます。

教育・文化の振興についてです。

教育・文化活動の振興を図り、快適で活気ある「心豊かな人を育むまちづくり」を目指すことが町政執行の重要な課題であり、「まちづくりの究極は人づくりにある」と考えております。

少子化が進行する中で、日本の未来を支える「たくましい人材」を育成するためには、人間形成の基礎を養う学校教育の果たす役割は極めて大切です。

子供たちが安全でよりよい教育環境の中で学び育つために、学校施設や教育振興備品の整備を進めるとともに、学力の向上や健全な心と体を育成する教育施策の充実を図ってまいります。

義務教育学校の整備に関しては、これまで慎重に検討を重ねてまいりましたが、地域の教育環境の改善と効率を重視しながら、整備の実現に向けてより具体的な検討段階へと進めてまいります。

社会教育では、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化など社会生活の変化に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化する中、生涯を通じて教育・文化・スポーツ活動などの機会提供が求められております。

町内関係団体と連携しながら、社会教育環境の整備と施策の充実を図ってまいります。

教育行政の詳細につきましては教育長から方針が示されますが、教育委員会とともに学校や社会での教育活動が望ましい環境の中で展開されるよう、計画的かつ積極的に教育活動の充実に取り組んでまいります。

最後に、令和８年度の予算の概要について説明いたします。

令和８年度の一般会計、特別会計３会計及び企業会計３会計を合わせた総予算額は、９１億９，１５４万７，０００円となり、前年度当初予算と比較して１０億４，０５７万円、１２．８パーセントの増となっております。

一般会計については、予算総額が６３億円で、対前年度比９億７，０００万円、１８．２パーセント増で編成いたしました。

なお、道営事業費と令和７年度繰越明許事業費を合わせた実質的予算額は、６４億４，０７８万８，０００円となり、対前年度比で５億３，２４７万９，０００円、９パーセント増の予算となっております。

歳出の性質別内訳の前年度当初との比較では、人件費が９，２８５万７，０００円、補助費等が７，２８８万１，０００円、普通建設事業費が８億９，２８２万９，０００円ほどの増額であります。

また、減額の主なものは、物件費が３，３７６万８，０００円、繰出金が６，５７１万１，０００円であります。

総務費では、道営住宅及び公営住宅建設に伴う旧厚沢部保育所と赤沼高見団地旧職員住宅の解体工事費、交通空白地有償運送業務委託料、江差高校通学乗合バス運行費補助金、厚沢部町誕生１５０周年記念事業実行委員会補助金、道の駅物産館建築工事費や保育園留学をはじめとする地

方創生事業費補助金等であります。

民生費では、高齢者等冬期生活支援事業給付費、敬老福祉年金支給の継続と、予算額としては大きくはありませんけれども、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害福祉計画の次期計画の策定年になりますので、現在の計画をしっかりと総括しながら次期計画につなげるため、所要の経費を計上しております。

衛生費では、保健福祉総合センター空調設備取替工事費、国保病院事業会計繰出金、簡易水道事業会計繰出金、粗大ゴミ収集運搬業務委託料、各種検診無償化に伴う健康診査事業等であります。

農林水産業費では、町単独補助事業のスマート農業等機械導入支援事業費補助金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、農業集落排水事業会計繰出金、鳥獣被害対策費、民有林の森林整備事業費補助金等であります。

商工費では、道の駅あっさぶ商業施設指定管理委託料、うずら温泉指定管理委託料、持家建設促進奨励事業のほか、商工業者支援事業補助金、うずら温泉照明ＬＥＤ化工事費及び浴室改修工事費等であります。

土木費では、橋梁補修工事費、共和１号線改良舗装工事費、空き家リフォーム賃貸活用等奨励金、公営住宅高見団地建替工事費等であります。

消防費は、檜山広域行政組合負担金、全国瞬時警報システム受信設備整備業務委託料等であります。

教育費は、教職員住宅改修工事費、義務教育学校整備概略検討設計業務委託料、史跡館城跡地形復元工事費、小・中学生の修学旅行を支援する創造の翼研修事業費補助金、図書館・郷土資料

館等の照明ＬＥＤ化工事費、総合体育館照明ＬＥＤ化工事費、総合体育館柔剣道場冷房設備設置工事費等であります。

歳入については、町税では、前年度対比０．２パーセント増の４億９８１万１，０００円を計上しております。

地方譲与税は、昨年１２月３１日に、いわゆるガソリン税の暫定税率が廃止されたことにより、減額を見込み、前年度対比１．４パーセント減の７，９４８万７，０００円を計上し、地方交付税では２６億３，０００万円を計上しており、うち普通交付税は２４億円を見込んでおります。

国庫支出金では、道の駅あっさぶエリア再編整備事業等に係る地域未来交付金を計上し、５億７，８９３万９，０００円、２３３．５パーセントの増で、８億２，６８９万１，０００円、道支出金では、農地耕作条件改善事業や公立学校情報機器整備事業の完了等により、３，３２６万７，０００円、１０．６パーセントの減で、２億８，１６１万４，０００円を計上いたしました。

繰入金では、公共施設整備基金、森林環境譲与税基金の減額により、８，５２８万９，０００円、１０．２パーセントの減で、７億４，９９８万５，０００円、諸収入は、北海道市町村備荒資金組合積立金支消金２億５，０００万円を含め、２億９，２５６万９，０００円を計上いたしました。

町債では、道の駅再編整備事業費充当分、うずら温泉浴室及び照明ＬＥＤ化事業費充当分の過疎対策事業債等により、４億６，６１０万円、１７８．２パーセントの増で、７億２，７６０万円を計上いたしました。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計については、保険給付費の増により、前年度当初対比 3, 4 0 8 万 3, 0 0 0 円、6. 9 パーセント増の 5 億 2, 5 8 2 万 3, 0 0 0 円を計上いたしました。

後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を見込み、前年度当初対比 2, 6 0 8 万 5, 0 0 0 円、3 0. 4 パーセント増の 1 億 1, 1 9 1 万 6, 0 0 0 円を計上いたしました。

介護保険事業特別会計については、保険事業及びサービス事業勘定の予算総額は、前年度当初対比 3, 5 5 6 万 3, 0 0 0 円、5. 2 パーセント増の 7 億 1, 9 4 1 万 6, 0 0 0 円を計上いたしました。

簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計については、令和 6 年度から地方公営企業法上の適用を受け、企業会計として予算編成を行っておりますが、簡易水道事業会計については、収益的収支と資本的収支を合わせた予算の総額は、5 億 5, 9 3 1 万 4, 0 0 0 円、農業集落排水事業会計については、3 億 1, 4 4 9 万 1, 0 0 0 円を計上いたしました。

国民健康保険病院事業会計については、収益的収支と資本的収支を合わせた予算の総額は、6 億 6, 0 5 8 万 7, 0 0 0 円で、エレベーター更新工事費等の増で、前年度当初対比 6, 9 3 1 万 9, 0 0 0 円、1 1. 7 パーセントの増額を見込みました。

以上、私の町政執行に対する所信と施策の一端を申し上げます。

本町は、明治 9 年、1 8 7 6 年 5 月に戸長役場が設置されて以来、本年で 1 5 0 周年という歴史的な節目を迎えます。これまで厚沢部町の発展に寄与されてきた全ての方々に心から敬意を表し、深く感謝を申し上げます。1 5 0 周年記念事業を通じ、町民の皆様とともに祝いし、喜び

を分かち合いたいと考えております。

さらに、友好交流協定を締結している台湾・寿豊郷から訪問団が来町する予定であります。寿豊郷との交流は、産業の活性化のみならず、文化交流や人材育成などにも寄与し、両町のさらなる発展につながるものと確信しております。訪問団が来町する際には、町を挙げて心より歓迎してまいります。

これからも町民の皆様との対話を大切にし、期待と信頼に応えるべく誠心誠意努力し、課題解決に向けて邁進する所存でありますので、議会並びに町民の皆様には、より一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会に提案いたします議案について、提案理由を申し上げます。

提案いたします案件は、新年度予算案 7 件、補正予算案 7 件、条例の制定案 3 件、条例の一部改正案 10 件、計画策定案 1 件、専決処分の承認案 2 件の計 30 件であります。

議案第 1 号の令和 8 年度厚沢部町一般会計予算、議案第 2 号から議案第 4 号までの厚沢部町各特別会計予算及び議案第 5 号から議案第 7 号までの厚沢部町各企業会計予算につきましては、町政執行方針の中でその概要を申し上げましたので、省略させていただきます。

議案第 8 号の令和 7 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、7,616 万 7,000 円を減額し、予算の総額を 60 億 200 万 5,000 円とするものであります。

増額の主なるものは、総務費では、財政調整基金や減債基金等の積立金、民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金、障害者自立支援給付費扶助費、介護保険事業特別会計繰出金、衛生費では、国保病院事業会計繰出金、農林水産業費では、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、森林環境譲与税基金積立金のほか、地域農業構造転換支援事業費補助金、小規模災害復旧事

業費補助金の繰越明許費であります。

そのほか、歳入歳出の各款にわたって、事務事業の完了または所要見込額を勘案し、増減調整を図っております。

議案第 9 号から議案第 11 号までの令和 7 年度厚沢部町各特別会計補正予算及び議案第 12 号から議案第 14 号までの厚沢部町各企業会計予算につきましては、それぞれの今後の収支を勘案し、増減調整を図っております。

議案第 15 号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第 16 号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る 1 月 22 日、議員報酬及び特別職給料審議会の答申を受けて、令和 9 年 5 月 1 日より議員報酬及び常勤特別職給料を増額する条例案であります。

議案第 17 号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 7 年人事院勧告に基づき、自動車等により通勤する職員の通勤手当について、現行「60 キロメートル以上」の距離区分を上限としているところ、より長い距離区分を新設するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 18 号の督促手数料及び納期前納付に係る奨励金の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、督促手数料を廃止するため、関係する条例を一括して改正しようとするものであり、あわせて、個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付に係る奨励金を廃止するため、整備条例を制定しようとするものであります。

議案第 19 号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 8 年度から開始される子ども・子育て支援納付金に係る規定を定める必要があることから、本

条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 20 号の厚沢部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 21 号の厚沢部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い創設された乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

議案第 22 号の厚沢部町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚沢部町認定こども園が先ほど申し上げた乳児等通園支援事業の実施に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 23 号の厚沢部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項を整理する必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 24 号の厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料特例減免の対象者に対し、減免に必要な書類の提出を求めない規定を定めるための所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号の厚沢部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、檜山広域行政組合火災予防条例の一部改正を踏まえ、火入れの中止に関する要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号の北海道宿泊税条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまし

議	長	ては、北海道宿泊税条例の施行に伴い、宿泊税の対象となる施設において宿泊税を徴収する規定を定めるため、整備条例を制定しようとするものであります。 議案第２７号の厚沢部町道の駅物産館の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、産業振興や交流人口の拡大、さらには道路利用者の利便性の向上を図るための施設として新たな道の駅物産館を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要があることから、条例を制定しようとするものであります。 議案第２８号の厚沢部町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、現計画の計画期間が終了することから、新たな計画について、北海道との協議が調いましたので、議会の議決を求めるものであります。 承認第１号及び承認第２号の令和７年度厚沢部町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることにつきましては、第５１回衆議院議員総選挙及び第２７回最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費、降雪に伴う除排雪作業委託料の不足に対応するための補正予算を地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求めようとするものであります。 以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。 詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。 次に、教育長から教育行政の執行方針について発言を求められておりますので、これを許します。 教育長
	長	教育長

教 育 長	令和8年第1回厚沢部町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行の方針を申し上げます。 厚沢部の豊かな森と清流、そして先人たちが築き上げてきた歴史と文化。これらは、子供たちにとってかけがえのない「学びの土壌」です。昨年度、学校現場からは「子供たちの笑顔が増えた」という報告とともに、「教職員が子供と向き合う時間をどう確保するか」という切実な課題も寄せられました。教育の質を決定づけるのは、最終的には「人」です。ICTや新しい校舎といった「環境」は、そこで学ぶ子供たち、そして彼らを支える教職員や地域の方々が輝いてこそ初めて意味をなします。 本年度は、昨年度の方針を継承・発展させつつ、「人（教職員・保護者・地域）のウェルビーイング（幸福）」を土台に、子供たちの「自ら学ぶ力」、それと「郷土への誇り」を育む教育を学校教育・社会教育の両輪でバランスよく推進してまいります。 初めに、学校教育の推進について申し上げます。 本年度は、これまでの「一斉に揃える教育」から「一人ひとりの個性を伸ばす教育」への転換を以下の5つの柱で推進します。 1つ目の柱、確かな学力の育成についてです。 GIGAスクール構想のその先へ、ICTを日常の道具として使いこなし、自ら問いを立てて学ぶ力を育てます。 具体的には、AIドリルや日々の学習記録であるスタディ・ログを活用し、子供一人ひとりの理解度やペースに合わせた「自由進度学習」を推進することで、「個別最適な学び」を定着させてまいります。この取組においては、習熟に時間を要する子供への支援だけでなく、特定分野において特異な才能を有する子供に対しても、発展的な学習機会の提供や学習進度の弾力的な運用
-------	---

など、その能力を伸ばす柔軟な対応を行い、多様な学習ニーズに応える包摂的な教育を実現してまいります。

また、館小学校の実践をモデルに、全町で自ら課題を見つけ、解決する力を育む「厚沢部型探究学習」を展開いたします。特産品であるメークインや豊かな自然環境を教材とし、教科横断的な視点、科学・技術・芸術などを統合したSTEAM教育の手法を取り入れることで論理的思考力を養います。

これらの取組を通じ、「やらされる勉強」から「自ら掴み取る学び」への転換を実現してまいります。

2つ目の柱、豊かな人間性と健やかな体の育成についてです。

子供たちの心の安定を最優先し、多様な体験を通じて豊かな心と健やかな体を育みます。

まず、生徒指導においては、不登校対策として厚沢部中学校で成果を上げている「受容と承認」のアプローチを、小・中学校全体の共通認識といたします。特に、子供たちのメンタルヘルス対策として、スクールカウンセラーとの連携を強化し、早期発見・早期支援の体制を整えます。また、教職員の無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスへの気づきを促す研修を実施し、全ての子供が「自分は大切にされている」と感じられる居場所づくりに努めてまいります。

さらに、いじめ防止につきましては、予防的アプローチとして「いじめが起きにくい学級風土づくり」に重点を置き、道徳教育や社会性と情動の学習を通じて子供たち自身が互いの違いを認め合い、いじめを許さない集団規範を育む取組を推進してまいります。いじめの早期発見のため、定期的なアンケートや教育相談の充実を図り、発見した場合は「いじめ防止基本方針」に基

づき組織的に対応してまいります。

あわせて、館小学校での小学生留学の受入れを継続するとともに、鶉小学校との統合により1つとなった厚沢部小学校において、互いのよさを認め合い高め合う中で、子供たちが多様な価値観に触れ、尊重し合う心を育てまいります。

健康面におきましても、地場産品を活用した給食の提供や農業体験学習を通じ、食への感謝の心を育むとともに、健やかな体づくりを推進してまいります。

3つ目の柱、信頼される学校づくりについてです。

教育の質の維持・向上のため、教職員が健康で生き生きと働ける環境を整えます。

教職員の働き方改革、いわゆるデジタル技術を活用した業務効率化である校務DXについては、クラウド型校務支援システムのフル活用やペーパーレス化、会議の精選を断行いたします。これにより捻出された時間は、子供たちへの指導や授業準備、そして教職員自身の休息へと還元いたします。あわせて、不適切な指導の防止に向けた取組として、「教職員のための生徒指導ガイドライン」の周知徹底を図り、体罰や暴言等によらない効果的な指導方法についての研修を定期的実施いたします。教職員が心身ともに健康で余裕をもって子供たちと向き合える環境こそが、適切な指導の基盤であるとの認識の下、組織的なサポート体制を構築してまいります。

また、学校運営協議会を核とした「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域の達人が授業に関わるなど、保護者や地域住民の皆様が「当事者」として学校運営に参画する仕組みを実質化させてまいります。

こうした取組により、教職員の時間外勤務を縮減し、子供と向き合う時間を増やすことを改革の大きな柱として取り組んでまいります。

4 つ目の柱、グローバル社会に対応した教育についてです。

予測困難な未来を生き抜くため、広い視野とコミュニケーション能力を養います。

具体的には、A L T、外国語指導助手との日常的な交流に加え、I C Tを活用して海外の学校等とつながるオンライン交流を実施し、教室にしながらにして、「生きた英語力」を育むことができる環境を整えます。

同時に、異なる文化や背景を持つ人々を尊重し、共に生きる「多文化共生の心（インクルーシブな心）」を、日々の学校生活全体を通じて涵養してまいります。

5 つ目の柱、教育環境の整備・充実についてです。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る「幼保小の架け橋プログラム」を推進します。こども園と小学校の教職員が相互に授業参観や交流研修を行い、幼児期の「遊びを通した学び」と小学校の「教科学習」を滑らかにつなぐカリキュラムを編成することで、いわゆる「小1プロブレム」の解消と子供たちの学びの連続性を確保してまいります。

また、小中一貫教育のこれまでの成果を基盤とし、9年間の一貫した指導体制の強化など、義務教育学校への移行によるメリットを最大限に生かし、より質の高い教育環境を実現するため、「義務教育学校整備基本構想・基本計画」に基づき、着実に歩みを進めてまいります。

本年度は、町民の皆様の御意見の反映や財政検討を行った上で、校舎設計を進めるための地質調査や測量調査を実施し、基本設計に着手することで、夢のある新しい学校の姿を形にしております。推進するに当たっては、町民の皆様に丁寧な説明を行い、納得感を持って進めていくとともに、本町の未来への投資として、持続可能な教育体制の構築に全力を尽くしてまいります。

また、老朽化が進む既存校舎や設備・教職員住宅につきましても、現場からの要望を真摯に受

け止め、優先順位に基づき計画的な修繕・改修を実施することで、安全で持続可能な学びの場と教職員の良好な住環境を確保してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

学校だけでなく、家庭・地域社会全体が「学びの場」となるよう、以下の5つの柱で推進します。

1つ目の柱、青少年の健全育成についてです。

子供たちの成長を、家庭・学校・地域が一体となって支えてまいります。

地域の魅力に触れる多様な体験活動の継続・充実により、豊かな人間性や社会性を育成します。

また、「創造の翼事業」については、修学旅行への支援を継続し、ふるさと厚沢部を見詰め直す機会を提供します。

さらに、家庭教育支援として「早寝早起き朝ごはん」運動を推進するとともに、親子参加型の取組を充実させ、家庭の教育力を地域全体でサポートしてまいります。

2つ目の柱、生涯学習基盤の強化についてです。

人生100年時代を見据え、いつでも誰でも学べる環境を整えます。

読書習慣の定着に向け、移動図書館バスの運行や学校図書室との連携を深めるとともに、読み聞かせボランティアの育成強化を図り、本に親しむ環境を充実させます。

高齢者の方々に向けては、「高齢者学級」などの活動を通じ、長年培われた知識や経験を生かして活躍できる場を提供し、生きがいを支援してまいります。

3つ目の柱、芸術文化活動の充実についてです。

優れた芸術文化に触れ、自ら表現する喜びを広げます。

町民文化祭や各種文化団体の活動を引き続き支援し、町民の皆様が身近に文化芸術に親しめる機会を拡充いたします。

子供たちに対しては、児童生徒芸術鑑賞会などを通じ、プロフェッショナルの技や表現に触れる「本物体験」を提供することで、豊かな感性を育てまいります。

4つ目の柱、生涯スポーツの振興についてです。

スポーツを通じて、健康増進と地域コミュニティの活性化を図ります。

町民のスポーツに対する意識高揚やスポーツに親しむきっかけづくりとして、「トップアスリートとの交流事業」を継続してまいります。

総合体育館やパークゴルフ場などのスポーツ施設については、適切な維持管理と計画的な修繕・改修を行い、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えます。

また、部活動の地域展開につきましては、子供たちが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめるよう、国や北海道の方針に基づき、地域の実情を考慮しつつ、受皿となる地域団体の整備や指導者の確保について、関係者の皆様と協議しながら段階的に進めてまいります。

5つ目の柱、文化財の保存・整備についてです。

厚沢部の歴史遺産を守り、学びと観光に生かします。

国指定史跡である「館城跡」の保存整備事業を計画的に進めるとともに、子供たちの歴史学習の場として、また町の観光資源として有効活用を図ります。本年度は、現地工事の初年度として「地形復元工事」や景観を整える「修景事業」に着手します。

あわせて、「鹿子舞」をはじめとする地域に伝わる伝統芸能につきましても、保存会の活動を

議 議 議 議 議 議 香川議員	支援し、小・中学校での体験学習等を通じて次世代への継承を促進してまいります。 「教育」とは、種をまき、水をやり、長い時間をかけて花を咲かせる営みです。すぐに結果が見えなくても、今、子供たちに注いだ愛情と整えた環境は、必ずや数年後、数十年後の厚沢部町を支える力となります。 「厚沢部で育ってよかった」「厚沢部で子育てしたい」そう思える町を目指し、教育委員会は現場の声に耳を傾け、町民の皆様と手を携えて誠心誠意取り組んでまいります。 町民の皆様、町議会議員の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。 議事の途中でありますが、１１時１５分まで休憩します。（１１：００） 休憩前に引き続き、議事を続行いたします。（１１：１５） 日程第５ 一般質問の通告がありましたので、発言を許可します。 発言の順序は、受付順といたします。 それでは、初めに、５番、香川直樹議員、よろしくお願いします。 ５番、香川議員、どうぞ。 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。 私からは、脱炭素先行地域の今後の展開についてと題して一般質問をさせていただきます。 令和６年９月２７日に、当町が国の「脱炭素先行地域」に選ばれました。「風で循環させる世界一素敵な過疎のまち厚沢部」をスローガンに掲げ、風力発電を主体とする取組により、この町内でのゼロカーボンの達成に向け動き出している状況であります。 この事業は、令和７年度から令和１１年度までの５か年を事業期間として、「地域新電力会社
---	--

議 町	株式会社ハチャム」が中心となり、事業を推進していくことも知るところですが、現在、目に見えての進展がなされていない状況のため、町民の方々から事業期間中にこの事業の最終目標であるゼロカーボンの達成、あるいは地域内電力の普及がなされるのか不安視される方もおられます。 以上のことを踏まえ、３点について御質問いたします。 １点目は、現在想定しているこの事業の具体的な計画の内容は。 ２点目は、その計画に対し、どのようなスケジュールで事業を取り進めるのか。 ３点目として、この「脱炭素」に関連した様々な事業展開も実施していく考えであるが、実際取り組んでいる具体例、あるいは今後取り組む予定の具体例について。 以上、３点について町長の所見を伺います。 町長 「脱炭素地域の今後の展開」についての御質問であります。 御質問いただいたとおり、厚沢部町は令和６年９月に「脱炭素先行地域」に選定されております。２０３０年までのゼロカーボン達成を目標に、主に再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、電力の地産地消や仕事の創出による町の経済活性化にも寄与することを目指しております。 御質問の１点目の「事業の具体的な計画の内容」と、御質問２点目の「事業スケジュール」についてであります。令和７年度は国に選定された計画をブラッシュアップしている段階であり、間もなく最終的な計画が完成する見込みであります。実質的な事業開始は令和８年度となり、令和１１年度の事業完了に向け取り進めております。
----------------	--

発電に関連する事業についてですが、風力発電設備は、当初計画の300キロワット・20基であったものを、1,000キロワット・5基に変更し、令和11年度に株式会社ハチャムが美和地区に設置する予定です。

次に、太陽光発電設備につきましては、令和8年度に北海道ガス株式会社が実施主体となり、町有地4か所に設置するほか、株式会社ハチャムが令和9年度に馬鈴薯貯蔵施設及び種子馬鈴薯選別施設に設置する予定です。

また、戸建て住宅及び民間施設への太陽光発電導入補助、EVカーシェア導入と充電設備設置は、事業開始を令和7年度から令和8年度に変更しております。

なお、鶺鴒ダムでの小水力発電に関しては、脱炭素先行地域の交付金事業では実施しないことといたしましたが、連携協定を締結している北海道ガス株式会社が実施主体となって取り進める方向で協議をしております。現在、事業開始に向けて調査を開始しておりますが、調査結果を踏まえた中で、事業性の有無を北海道ガス株式会社が判断することとなります。

また木質チップボイラー及び地下水熱ヒートポンプについては、コストの増加を踏まえて事業性を再検討した結果、中止することで環境省と協議をしております。事業内容の変更がありますが、計画変更後も町内に必要な電力需要をカバーできる計画となっております。

3点目の「脱炭素に関連した様々な事業展開」の具体例についてですが、令和7年度は国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」、令和8年度は名称が変わり「地域未来交付金」を活用し、「子育て家族に向けたやわらかな定住・二地域居住促進事業」を展開しております。

その中で、「脱炭素先行地域づくりと連携した移住促進事業」として大学と連携した脱炭素教育プログラムの開発とPRを行っております。また、EVカーシェア事業、地域新電力会社によ

議 員 香 川 議 員	る地域ポイント制度の構築など、エネルギーと地域振興を結びつける仕組みづくりを進めております。 次に、「持続可能な地域生活拠点整備事業」としてハマナスクラブうずら店の機能強化を図っておりますが、北海道の「新エネルギー設備支援事業費補助金」を活用し、今年度末までに同店に太陽光パネルの設置が完了します。年間８０万円程度の電気料金削減が見込まれ、再生可能エネルギーの活用が経営の持続性確保と地域住民の生活を支える具体的事例になると考えております。 最後になりますが、令和７年度から第３セクターである株式会社ハチャムに職員を２名配置し、令和８年度からの本格的な事業開始に備え、会社としての体制整備に取り組んでいるところであります。発電及び売電を通じて地域振興に寄与する会社に育てていきたいと考えておりますので、町民の皆様に御協力をいただけるよう、会社及び事業のＰＲを強化していきたいと考えております。 以上であります。 ５番、香川議員 町長からの回答に即して再質問をさせていただきます。 １点目の事業計画についてですが、私は、以前、令和６年１２月の定例会で、今回と同じ脱炭素についての一般質問をさせていただいております。その定例会の中で、脱炭素先行地域づくり事業計画策定業務委託料という項目があり、それはその定例会の中で承認されているわけですが、その選出された事業者と環境省とのやり取りにより、最終的な実施計画が決定するとの回答も得ております。その事業に当たられている会社はどこが当たられているのか、再質問させ
------------------------	--

議 長 政 策 推 進 課 長	ていただきたいと思います。 政策推進課長 令和6年12月定例会で御質問いただいたコンサルのお話だと思います。コンサルの委託料、確かに予算計上させていただいて執行しておりまして、その会社名につきましては、基礎地盤コンサルタンツという会社になります。その会社に依頼している内容につきましては、あくまで脱炭素先行地域の採択に向けた業務、計画書を作る業務ということで、その後のコンサルティング、実際執行するときのコンサルティングというのは依頼しておりませんので、そこまで基礎地盤コンサルタンツの役割は終わったということになります。 現在、町長の答弁にもあったように、計画変更を行っているんですが、そちらにつきましては、政策推進課の職員と、あと株式会社ハチャム、こちらのほうで協議しながら計画変更を進めていると、また、その2者だとやはり専門性がちょっと足りないということで、北海道ガス株式会社さんが全面的に協力をしてくださっているような状況でございます。 以上です。
議 長 香 川 議 員	5番、香川議員 課長から説明のありました事業者さんと環境省、多分有識者の審査のやり取り等があって、最終的には環境省から脱炭素先行地域の事業をやってもいいよというオーケー、合格が得られて始めて実質的な事業がスタートできるのか、再質問したいと思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 まず、ちょっと先ほどの答弁の補足になりますけれども、環境省に採択していただくにあたって、当然有識者の審査というのは必要になるんですけれども、そこについては、コンサル会社

議 長 香 川 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長	が審査を受けるわけではなくて、あくまで町のほうが主体となって審査を受けるということで少し補足させてください。 そして、現在の計画なんですけれども、一度環境省で採択されているんですが、内容については、やはり計画をもう少しブラッシュアップしてくださいという条件がついているところで、そこを今協議している段階であります。 そこには、有識者の方の当然審査というのも今後入ってきて、最終的に決定されるという形になります。ただ、有識者の方、ちょっと視察に一度来られた方が1名いらっしゃいまして、感触といたしましては、その方限定なんですけれども、厚沢部町の取組については非常に好感度が高いということでおっしゃっておいりましたので、今後スムーズに進んでいければなとは考えております。 以上です。 5 番、香川議員 最終的には、やはり環境省の合格が得られた中で初めて実際の事業に取り組むことができるのか、一応再度お伺いしたいと思います。 政策推進課長 御質問のとおりでございますが、最終的には環境省のオーケーが出てから事業に取り組むということになります。 少し詳細をしゃべりますと、あくまで先行地域の計画として採択は当然されている状況ではございますが、国も予算執行するに当たっては、当然、年度年度の計画ということになりますので、きちんと計画を精査して、国の交付決定を受けてからでないと事業の執行ができないという
---	---

議 長 香 川 議 員	ことになります。 今後につきましては、もちろん国のゴーサインが出た段階で、予算計上させていただいて事業を進めていくような形となってまいります。 以上です。 5 番、香川議員 目に見えて、今はまだ進んでいないという理由は分かりました。 では、風力発電に関することで再質問させていただきたいと思うのですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、当初の計画でいくと、300キロワットを20基設置すると、それを1,000キロワットを5基にするという、そういう変更があるという話で伺っていますけれども、これも、依然1,000キロワットを5基にするという話は実際聞いてはいるんです。ただそのときの説明としては、その1,000キロワットがまだ国の承認を得られていないと、その国の承認を得るためには、まず1基1,000キロワットのものを建てて、それを試作機として国の承認を得られてから残りの4基を建てるという事前の説明ではあったと思うのですけれども、この1,000キロワット5基には変更するという話で説明を受けたわけですが、実際その試作機は建てなければならないのか、その取組はどのようなになっているのか、説明をお願いします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 御質問のとおり、以前300キロワットで計画したものを1,000キロワットに替えるということで、ただ1,000キロワットについては、型式認証、性能として間違いのないということで認証を受けてからでないと建てられないということなんですけれども、その型式認証を得るた

議 長 香 川 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長	めに先行して1基を建てる形になりまして、その先行して建てた1基でデータを取りまして型式認証を得るような形になってきます。 つまり、まず1基建てて型式認証を得て、それが認証をちゃんと得られた段階で残り5基を建てるというような計画になっております。 それにつきましては、まず、現在風況調査を美和地区に設置する予定なんですけど、ポールを建てて風況の調査というのは終わっていますので、今度は、本番と同じような形の試験機というのを1個建てていくという形になりまして、それを国の計画が採択され次第、すぐ実行に移していくような形になります。 ただ、試験機については、型式認証を得る会社、駒井ハルテックという会社なんですけれども、そこがまず試験機を1基建てていくと、そして、残り、その試験機が認証を受けたら株式会社ハチャムが残りの5基を建てていくような形になります。 以上です。 5番、香川議員 であれば、実際、試験機はあくまで試験機で、それを含まないで5基を建てなければならないのか、それとも、試験機は、もし国の型式認証を得られたら、それも含めた中での5基となるのか、説明をお願いします。 政策推進課長 結論から申し上げますと、合計6基になります。駒井ハルテックが建てる試験機が1基、株式会社ハチャムが建てる風車が5基ということになります。その試験機1基、それも当然風車ですので発電可能ですので、その発電したものにつきましても、株式会社ハチャムに電力を下ろして
---	--

香川議員	それでは、太陽光発電設備についてお伺いしたいと思います。令和8年度に北ガスが実施主体となり町有地の4か所に太陽光発電を設置する予定であると回答を得ていますが、その4か所の建設予定地はどこを想定しているか、質問させていただきたいと思います。
議長 政策推進課長	政策推進課長 太陽光発電設備で、北海道ガス株式会社さんが設置する予定のところで、こちらのほうはもう計画を修正しまして協議が終わっている段階にはなるんですけども、上里ふれあい交流センターの隣地、今建っているところですね、そこ、あと旧滝野小学校グラウンド、旧鶉中学校グラウンド、あと町有地で、鷹落とし跡地というところがあるんですけども、そこに1か所ということで、合計4か所を想定しております。
議長 香川議員	以上です。 5番、香川議員 その4か所の太陽光発電の建設に当たる実施主体としては北ガスが当たっていくと、そして、令和9年度に関しては、馬鈴薯貯蔵施設及び種子馬鈴薯選別施設に、今度ハチャムが主体となり太陽光発電を設置する予定であると回答を得ていますが、この実施主体が異なる理由は何なのか、説明をお願いします。
議長 政策推進課長	政策推進課長 まず、北海道ガス株式会社さんが取り組む4か所につきましては、こちら、野立てということで地面に設置するような形になるんですけども、この経緯としましては、既に上里、あと旧滝野小学校ですか、こちら2か所、既に北海道ガスさんが建てているものがあるんですよ。1つの敷地内に2つの事業者さんが建てるとするのはちょっと制約がありまして、そういったことで

議 長 香 川 議 員	北海道ガスさんと協議しまして、じゃ野立ての部分は全て北海道ガスさんが建てて、ハチャムに電力を下ろしていただくという形で進めようと、そこは北海道ガス株式会社さんはこの計画の共同提案者でもあるわけですので、全面的に協力してくださるということになっております。 また、馬鈴薯貯蔵施設と種子馬鈴薯選別施設の屋根置きなんですけれども、こちらのほうはハチャムにしたというのが、野立てでない部分で、以前は、こちら農業振興の部分は地下水熱ヒートポンプで取り進めるということで農業振興をやっていたんですけれども、大きく内容を変更しまして、ハチャムが馬鈴薯の施設に設置して直接電力を下したほうが、やはり電気料金の削減というところに結びついて、多くの利用する方ですか、農家さんの方に恩恵があるだろうということでこういう計画に変更したんですけれども、そこについては北海道ガスさんが取り組むのではなくて、当初から再生可能エネルギーを活用した農業振興に取り組むということで株式会社ハチャムが継続して取り組むということで計画しております。 要するに、そういった形で、まず北海道ガスさんがやってくれる範囲を決めて、残りを株式会社ハチャムがやるというような形で振り分けしております。 以上です。 5 番、香川議員 もう 1 点、太陽光発電についての質問となりますけれども、現在、北ガスが、実際もう建ててある上里地区、そして旧滝野小グラウンド、旧美和小グラウンド、この計 3 か所の太陽光発電に関しては、あくまでも北ガスが独自で建てて、そして、その売上げといいますか売電といいますか、それはあくまでも北ガスのほうで行っていると以前説明を受けていますけれども、今回、この北ガスが主体となって設置する予定の 4 か所の太陽光発電については、売電ということに関し
------------------------	--

議 長 政 策 推 進 課 長	ではどのような扱いとなるのか、説明をお願いします。 政策推進課長 まず、結論から申し上げますと、今回、脱炭素先行地域計画の中で、北ガスさんが整備する4か所は、こちら発電設備が設置して株式会社ハチャムが売電を開始できる体制になったら、全て発電したものを下ろしていただいて株式会社ハチャムが売電していくという想定であります。 また、以前、上里、滝野、美和の3か所に既に北海道ガスさんが設置しているものにつきましても、今回この計画変更に当たっては、この計画の中に取り込ませていただくということで協議を得ておりますので、そちらのほうも北ガスさんが独自にやったものなんですけれども、今回の計画にちょっと総発電量には取り込ませていただくような計画となっております。 以上です。
議 長 香 川 議 員	5番、香川議員 ということは、既存である3か所に関しても、売電はいずれはハチャムが売電するという捉えでよろしいのか、説明をお願いします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 株式会社ハチャムの売電に関してなんですけれども、まずこちらのほうを答弁させていただいて、令和8年度中に売電の申請と認可というのがまず必要になるんですよね、それを令和8年度中に進めて、令和9年度からハチャムが小売事業を開始できるようなスケジュールで今進めようと考えております。その暁には、北海道ガスさんが設置した太陽光発電、そちらのほうをハチャムに下ろしていただいて売電していきたいという計画になっております。 以上です。

議 長 香 川 議 員	5 番、香川議員 それでは、先ほどの町長の答弁の中で、戸建て住宅及び民間施設への太陽光発電導入補助、あとはE Vカーシェア導入と充電設備設置という、それを当初令和 7 年にやる予定が令和 8 年に変更して行う予定であると、説明を受けたわけですがけれども、このそれぞれの事業のもう少し詳しい概要と、もしも、例えば太陽光発電導入、ソーラーパネルを上げたとか、そうなった場合の補助金額というか補助割合というか、それについて説明をお願いします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 まず、E Vカーシェアのほうからちょっと答弁いたしますと、E V契約カーシェアにつきましても、国の交付金の決定を待ってから進めるということで令和 7 年度から令和 8 年度に変更したと。こちらについては、株式会社ハチャムが主体になりまして、E Vカーを 2 台購入いたしまして、それを太陽光パネルを使った発電機を設置しましてカーシェアを行っていくような形で、ターゲットにつきましましては、保育園留学の方たちも多く使うのかなと思いますけれども、当然、そこは差をつけずに一般の方で利用したいという方がいればカーシェアをしていく形になるのかなと思います。 民間戸建て住宅への補助なんですけれども、こちらのほうも令和 8 年度開始を想定しまして、現在その要綱というのを策定中ではございますので、ちょっとこういった制約があるかという最終的な条件というのはまだ設定しておりませんが、交付金が採択され次第すぐに進めていきたいと考えております。 すみません、補助対象の金額とかというのが今ちょっと手元に資料がないので、確認次第答弁させていただきます。

議 員 香 川 議 員	5 番、香川議員 では、小水力発電に関して伺います。 今回の脱炭素先行地域の交付金事業では実施しないこととするとの御回答をいただきましたけれども、確かに、小水力発電、非常に初期費用が膨大にかけると、工事日数もかかる、あと水利権の問題など、実際、全国各地でも小水力発電、工事の中止とか変更とか、実際途中でできなくなったとか、そういう事例って結構あるみたいで、実現は難しいかなと思うんですけども、そういう中でも、あくまでも北ガスは独自の路線で事業調査に乗り出しているということで、水力発電に関してはハチャムとか町の関与がなくて、あくまでも北ガスの独自性に委ねて、やるかやらないかはもう北ガスに委ねるという形なのか、説明をお願いします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 小水力発電につきましては、やはり、今交付金の計画をブラッシュアップしまして、残り4年しか事業期間がないということで、大前提としましては、やはり通年での発電というのが採算性に関しましては重要なポイントになってくるということで、この期間内にその水利権の問題がありますので、それがちょっと解決するめどというのがなかなか立ちづらい、不確定要素がありますので、交付金の中ではちょっと進めるというのは難しいという結論には達しました。 ただ、北海道ガスさんと協議した中で、やはり北海道ガスさんとしましては、当初、厚沢部町と実は連携協定を結んでいるんですよね、その中で、やはり小水力というのも北海道ガスさんとしては魅力的な部分であるので、引き続きちょっと検討したいということで、それであれば、北海道ガスさんが全面的に請け負って、現段階では検討を進めてくださるということにはなりました。

議 長 香 川 議 員	ただ、それによって町が関与しないかという、それは全くノーでございまして、やはりダムの管理につきましては町が責任を負っているものでもありますし、そういった調整も含めまして、両者話し合いながら、ちょっと計画をこれからつくっていくような形になるかと思います。 先ほど答弁漏れのありました戸建ての住宅のものなんですけれども、まだちょっと補助金額が幾らというのは、要綱も示していないですし予算も示していないのでちょっと名言はできませんが、1戸当たりの事業費ということで100万円を超える金額ということで現在想定をしております。 以上です。 5番、香川議員
議 長 政 策 推 進 課 長	先ほどの冒頭の町長の答弁の中で、木質チップボイラー及び地下水熱ヒートポンプ、以前バイオマス発電なんていうのも一案としてあったようですけれども、それらに関しては、今回はコスト面等を考えてやらない、中止ということで環境省と協議をしていると御回答をいただいたわけですが、最終的に、これから建てる主立ったものとしては、風力発電、美和に1,000キロワットを5台、そして、町有地に4か所太陽光発電設備を設置すると。そして、令和9年度に馬鈴薯貯蔵施設及び種子馬鈴薯選別施設、これが最終的に主立ったこれから大がかりに進めなければならない事業計画ということでよろしいのでしょうか。 政策推進課長 発電設備の設置ということに関しましては、今御質問いただいたとおりのものが主な発電を賄う設備ということになります。 そのほかちょっと付随するものとしましては、先ほどの答弁の中でも申し上げました駒井ハル

議 員 香 川 議 員	テックの試験機、また既に北海道ガスさんが設置している太陽光発電設備、そちらのほうも計画の中に入ってくるということで、ただ今後新たにという部分でありましたら、御質問のとおりの内容となります。 以上です。 5 番、香川議員 それでいくと、当初の計画規模に比べ縮小した部分があります。それでも町内に必要な電力需要量をカバーできる計画であると町長の御回答もいただきましたが、この脱炭素先行地域の最終的な目標というのは、厚沢部町内でのゼロカーボンの達成にあります。既存の計画が完了することができたとして、今の計画内容でゼロカーボンが達成できるものであるのか、説明をお願いします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 結論から申し上げまして、ゼロカーボンは達成できます。その達成できない計画であれば、環境省の許可が下りて事業ができるということにはなりませんので、間違いなくゼロカーボンは達成できると。もちろんこれは数字上の問題でありますので、明らかなものであります。 あともう1点なんですけれども、当初の計画と発電設備も変わって、発電できる電力量も変わっておりますが、こちらにつきましては、厚沢部町内の民生電力需要量をやはり同じく全てカバーできる計画になっておりますので、そこら辺についても計画としては維持していくような形にはなっております。 以上です。 5 番、香川議員

香川議員	それ以外に、発電事業が完了して、いずれ売電事業ということにもなると思うんですけども、今株式会社ハチャムでホームページを出しておりまして、ハチャムのホームページを見ますと、現在のほくでんの標準プランから3から5パーセント安い価格設定を町民の方に電気代として想定していると記載されていますけれども、昨年、鈴木直道北海道知事が泊発電所3号機の再稼働について同意する旨の報道がされていました。実際それにより、今はあくまでも予定だと思うんですけども、2027年度中に再稼働したとして、そのほくでんの電気料金、減額の率として、個人向けとして約11パーセント、そして、事業用、会社用として約7パーセントの減額になるのではないかという予想の、あくまでもそれはネットの記事でしかないんですけども、見ました。 この泊発電所再稼働でほくでんの電気料が下がった場合、追随してハチャムの電気代も下げるということは可能なのか、説明を願いたいと思います。
議長 政策推進課長	政策推進課長 御質問についての背景については御質問のとおりだとは思いますが、あくまで株式会社ハチャム、町民の皆様に電力契約を切り替えていただかないと成り立たないのかなというのは当然のことだと思います。 そこで、当然、当初目標としていた、ちょっと会社名を出すのもあれなんですけれども、ほくでん比ということで、当然そこよりは安く提供したいということになりますけれども、そこについてはどれだけ要するに売電ができるかということにもかかってくると思うんですよね。 やはり、売電する先が多ければスケールメリットが生まれて利益が生まれやすいので、まずそれを町民に還元する意味で電気料金の削減というのはできていくのかなと思いますが、やはりち

議 長 香 川 議 員	よっと限界はあるかと思います。 そこで、もう一つ、実はプランBがございまして、それにつきましては、ほかの会社でもよくやっているんですけれども、インセンティブをどう与えるか、今その地方創生の事業を使いながら、ポイント制度の構築というの進めております。こちらのほう、ポイント制度の構築も結構費用がかかるんですけれども、交付金を使いながら、そこを提言してポイント制度を入れることによって、さらに切り替えの動機づけができていければなと思います。 ただ、最終的にはやっぱりいろいろな条件がありまして、全員が切り替えというのものなかなか現実的には難しいかなとは思いますが、なるべく町民の方々に理解していただいて、なるべく多くの方に切り替えていただくということで、今後株式会社ハチャムにもその営業の許可というのをやっぱりしていかなければならないという今議論もしておりますので、そういった中でちょっと、基本的には電気の地産地消で得た利益は最大限地域に還元していけるような事業に切り替えていきたいとは思っております。 以上です。 5 番、香川議員 時間も差し迫ってきたので、1 点目と 2 点目に関してはこれくらいにして、3 点目の質問に対して再度再質問させていただきます。 脱炭素に関連した様々な事業展開ということで、実際、昨年ですか、購入した町の公用車、電気自動車であったり、その充電設備であったり、はぜるで脱炭素に関わる教育の何かプログラム、保育士の方が園児に対して図解つきで、脱炭素ってこういうものだと言っている写真が町のホームページの外部リンクに載っているわけでありましてけれども、どうも分からないのが、
------------------------	---

議 長 政 策 推 進 課 長	私、以前、令和7年4月の臨時議会でも補正予算の際に質問しているんですけども、脱炭素先行づくりと移住促進事業、これがいまだに、この2点がどう結びつくのかが、その件課長にも説明は受けているんですけども、いまだによく分からないので、それをもうちょっと立証する、何か分かりやすい具体例などあったら説明をお願いします。 政策推進課長 御質問いただいたとおり、御指摘のとおりなんですけれども、あの題名から事業を想像するのはちょっと難しいのかなと、正直なところではあります。 具体的にどういうことをしているかという、やはり脱炭素先行地域の事業とは別枠で、脱炭素の環境的な配慮だとかそういったことに関心のある方に対してPRしていくと、あとは、さっき御質問内容にもあったんですけども、子供たちにどういう教育をしていってこれからの脱炭素につなげていくかということで、認定こども園はぜるのほかにも、うちの担当者も中学校なんかに行って教えたり、そういうことも、ソフト的な部分もやっております。 補正予算の事業につきましては、そういった中で、目に見えるものという、今年度まず大きく2つあるかなと思っています。夏場に北海道大学とちょっと連携しまして、こちらに来ていただいてフィールドワークをしながら子供たちと関わりながら脱炭素の教育的な事業を進めていくということ。 また、もう一つが冬場になるんですけども、株式会社ドアンゴ、N高校やZEN大学、そちらを運営しているところなんですけれども、そういったところも来ていただいて、そちらにつきましても脱炭素という要素で厚沢部町をPRしながら教育につなげていくということで、まだまだ走り出しなので事業としてはちょっと不十分な点もあるかもしれないけれども、そういうこと
----------------------------	---

議 長 香 川 議 員	を P R しなが、厚沢部町は脱炭素を進めている町ですよと、移住もできる町ですよということで、ここがうまくつなると将来的には移住者の獲得にもつながっていくのかなということですけれども、まだまだちょっと走り出しなので、最終的な目標値という部分の移住者数というところには現段階ではつながっていないのかとは思っております。 以上です。 5 番、香川議員 分かりました。
議 長 政 策 推 進 課 長	それでは、ハマナスクラブうずら店の機能強化の 1 点として、太陽光パネルの設置を執り行うとありますが、まずお聞きしたいのは、このハマナスクラブに設置する太陽光パネル、この事業主体としてハチャムなのか、それとも実質的な経営をしております素敵な過疎づくり株式会社なのか、説明をお願いします。 政策推進課長 ハマナスクラブうずら店に設置する主体は、当然その運営者であります素敵な過疎づくり株式会社ということになりまして、北海道の補助金も素敵な過疎づくり株式会社が直接受け取り、また町が不足部分を補助するという形で進めております。
議 長 香 川 議 員 議 長	以上です。 5 番、香川議員 では、そのような取組、実際脱炭素先行事業の交付金以外の交付金を活用した事業に対しても、今のゼロカーボンの排出量の削減にカウントされるものであるのか、説明をお願いします。 政策推進課長

政 策 推 進 課 長	まず、脱炭素先行地域の交付金の中の事業の発電量には取り込むことはできません。やはり別な補助金をいただいてやっているものになりますので、当初の計画にも入っておりませんでしたので、別枠という形で進めております。 以上です。
議 長 香 川 議 員	5 番、香川議員 では、最後になりますが、株式会社ハチャムに関しての質問をさせていただきますが、現在、2 名体制であると伺っていますが、いずれ本格的な事業開始がされた場合、当然発電工事を監督する側の方とか、また売電事業を統括する方とか、いろいろと人材が必要になってくるのではないかなと思うんですけれども、その辺の人材雇用に関しては現時点でどのようなお考えか、説明をお願いします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 株式会社ハチャムですけれども、御質問のとおり増員は必要かと考えております。 今年度は株式会社ハチャムへの補助金ということで予算計上させていただいております、その中で募集経費を見ておりまして、実は、その雇用の経費も見ていたんですけれども、まだちょっと見つからないので、これから見つかり次第雇用していく形になると思います。 御質問の中で、特に重点的に強化しなければいけないのが経営部門、そちら、要するに、技術部分であれば役場から行った 1 人、以前からマネージャーとして雇っていた者が技術部門としてはいるんですけれども、やはり経営の部門というのが今ちょっと専門性を持った方がいない状態ですので、そちらのほうを強化することができればなということで、体制整備については、今年度、そして来年度も引き続き行っていくような形になると思います。

議 長 香 川 議 員	以上です。 5 番、香川議員 そういう形で人材雇用を進めていくという話ですけれども、人材雇用もそうですけれども、実際、風力発電に関しては駒井ハルテックという会社、そして、売電に関しては、恐らく北ガス等に知識を得なければ実際成り立っていかないかなと思うんですけれども、その辺の会社の協力になるのか、それとも誰か人材を 1 人、ハチャムの中に来ていただいて、その中で取り進める予定なのか、説明をお願いします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 まず、技術的な部分につきましては、やはり御質問のとおり、発注さえしてしまえばそれぞれの会社が進めていくことになりますので、きちんと発注は進められているか、検定なり何なりというところ、あと発注の仕様ですね、そういったところがメインになるので、現状の体制でも対応できるのかなと思っております。 ただ、やはり売電部門というのがなかなか難しい部門でありますので、こちらにつきましては、まず株式会社ハチャムで全て単独でやるのではなくて、北海道ガスさんのバランシンググループというのに入ります。要するに、株式会社ハチャムだけだと、その発電設備だけだと、需要が多いとき少ないときに全て対応できるわけではありませんので、そのグループに入りますので、その結果としまして、あと連携協定も結んでいますので、北海道ガスさんは助言的立場として関わってくれてくれるということではおっしゃっております。 ただ、職員派遣とかそういうところまではちょっと想定できないかなとは思っております。 以上です。

議 香 川 議 員	長 員	5 番、香川議員 これで、最後、質問ではないです。 最後として、この脱炭素先行事業も残り約 4 年という月日であります。意外と 4 年というと期間短いのかなと感じます。どうかスピーディーな事業の展開をお願いして私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。
議	長	一般質問の途中でありますが、休憩をして昼食といたします。午後は 1 時から再開をいたします。（12：05）
議	長	午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。（13：00）
議	長	それでは、次に 3 番、浜塚久好議員、お願いします。
議	長	3 番、浜塚議員
議 浜 塚 議 員	員	熊の緊急銃猟についての質問でございます。 令和 7 年度の熊による被害は、主に北海道や東北地方で多く発生しております。その被害の規模は令和 6 年、前年と比べると比較できないほど深刻、被害が非常に大きかったというようなことです。非常に大きな危機感を抱かざるを得ません。 今後、町ではどのような対策を検討しているのか、町長の見解を伺います。 1 点目です。鳥獣保護管理法には緊急銃猟について、どのように規定されていますか。 2 点目です。令和 7 年第 3 回定例会において、佐々木副議長の一般質問での回答では、緊急銃猟のマニュアルは未策定とのことでしたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。 3 点目です。緊急銃猟が実施された場合の懸念について、心配されることについて、警察や猟友会とは、町は同じ認識を共有していますか。

議 町 長 長	4 点目です。その懸念事項に対して、町としてどのような対応を考えておりますか。 5 点目です。役場職員によるガバメントハンターの育成についてはどのように考えていますか。また、現在はどのような状況になっておりますか。 以上について町長の所見を伺います。 町長 熊の緊急銃猟についての御質問であります。 御質問の 1 点目、鳥獣保護管理法での緊急銃猟についての規定につきましては、昨年 9 月 1 日より施行された改正鳥獣保護管理法におきまして、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、人の日常生活圏における緊急銃猟を市町村長の判断で捕獲者に委託し実施することが可能となりました。 ただし、この緊急銃猟を行うためには 4 つの条件全てを満たす必要があり、その条件といたしましては、1 つ目として、熊等が住居や広場、乗り物等の人の日常生活圏に侵入または侵入するおそれ大きいこと、2 つ目として、人の生命・身体への危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるとき、3 つ目として、銃猟以外の方法で的確にかつ迅速に捕獲等を行うことが困難なこと、4 つ目として、銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがないことの 4 つの条件がそろった上で緊急銃猟が行えると定められております。 次に、御質問の 2 点目、緊急銃猟のマニュアル作成につきましては、令和 7 年第 3 回定例会においても御質問いただいております、ハンターの皆さんの声を聞きつつ、関係機関の協力を得て作成に取り組むとお答えしておりました。
-------------------------------	--

現在、マニュアル作成に向けて必要な情報の収集を行い、ハンターの皆さんや関係機関との意見交換を行えるよう進めている最中であり、また、緊急銃猟に必要な備品確保のための予算を新年度において計上させていただいているところであります。

御質問の３点目、緊急銃猟実施における懸念事項の認識共有につきましては、ハンターの皆さんや関係機関との意見交換の場を設ける予定であり、安全の確保を最優先とし、懸念事項について認識の共有化に努めてまいります。

御質問の４点目、懸念事項に対する町の対応についてですが、まず、緊急銃猟の円滑な実施におきましては、捕獲従事者の方々が不安なく対応できることが最も重要でありますので、こうした観点から課題を幅広く洗い出し、関係者の意見を伺った上で、安全かつ迅速に対応できる環境づくりに取り組んでいきます。

御質問５点目、役場職員によるガバメントハンターの育成につきましては、役場職員として法的責任を負いながら発砲を行うことは大きなプレッシャーを伴うと考えられ、また、銃器の取扱いだけでなく、ヒグマの生態把握や現場での瞬時の判断に長年の経験、暗黙知が必要であり、短期間では適した人材の確保や育成は難しいものと考えております。なお、地域おこし協力隊制度を活用し、狩猟や有害駆除対策に取り組む協力隊員を確保するための予算を新年度予算において提案させていただいているところであり、外部人材の確保にも努めてまいります。

いずれにいたしましても、ヒグマ対策につきましては、町民の安全を第一に考えるとともに、緊急銃猟に当たるハンターをはじめとする従事者全員の安全が確保される体制整備を図るとともに、平常時における有害鳥獣捕獲の取組を含めまして、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

議 長 浜 塚 議 員	以上であります。 3 番、浜塚議員 それでは、1 点目に対する再質問でございます。 緊急銃猟は昨年、9 月 1 日に改正されました。4 つの条件全てを満たす必要があるとのことですが、以前の銃猟と比べて、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、人の日常生活圏における緊急銃猟を市町村長の判断で捕獲者、ハンターに委託し実施することが可能になりました。この規定は、市町村長にとって非常に大きな責任、負担になるのではないかと思います。どうしてこのように変わったのか、御説明願います。
議 長 農 林 課 長	農林課長 この改正緊急銃猟の制度創設に当たっては、鳥獣保護管理法の改正ということで、この緊急銃猟が盛り込まれました。この緊急銃猟を盛り込むに当たっては、国のほうでこういった熊の出没状況、また、人身への被害が拡大しているという状況を鑑みて、法改正が行われたというふうに認識しております。
議 長 浜 塚 議 員	以上です。 3 番、浜塚議員 とにかく、銃猟の判断が市町村長の責任の下で行われるというふうに変ったということは、大変市町村にとっては大きな負担ということになると思って、私、それで質問させていただきました。 次に、2 点目でございます。 緊急銃猟のマニュアル作成についての質問は、佐々木副議長が 1 年前に質問をしております。

議長 農 林 課 長	しかし、いまだマニュアルができていないことについての理由についてお願いします。 農林課長 このマニュアルの作成に関わりましては、9月の定例会で佐々木議員よりも御指摘いただいたところであります。それから半年ほど経過しておりますが、まだマニュアルの完成には至っておりません。その理由としましては、やはり町だけではこのマニュアル、なかなか作成もままならないというところであります。最初に町長からも答弁がありましたように、関係機関からの意見を幅広く聞く必要があるのかなと考えております。 といいますのも、またこの緊急銃猟に当たる者は、それなりの役割分担に応じた人員の確保、また関係機関における警察、または役場の職員、または猟友会さん方の協力、こういったものを総動員した中で緊急銃猟に当たっていくということであります。 その中で、いろんな総合的にどのような課題があるか、1つ1つ洗い出していく必要があるのかなと思って、今作業を進めているところではあります。 いずれにいたしましても、今後関係機関、警察、猟友会の方々も参加した上で、意見交換の場を開催したいと思っております。 その中で、いろんな課題の洗い出し、また課題の解消に当たっての体制整備、こういったものを検討した上で、マニュアルの作成を早期に進めてまいりたいと考えております。 以上です。
議長 浜 塚 議 員	3番、浜塚議員 今の答弁、現在、マニュアルの作成に向けて必要な情報の収集を行い、ハンターの皆さんや関係機関と意見交換を行うよう進めている最中であるという答弁でありました。

議長 農 林 課 長	ということで、前回の質問から1年を迎えようとしているのに、1年前の回答と変わっていないような感じも私は受けます。 それで、この1年間、ハンター及び関係機関との協議を進めるというようなことがあったと思うんですが、会議は何回くらい開いて、そして話の中身、内容はどのような内容だったかを願ひしたいと思います。 農林課長 このマニュアル、先ほどから1年前と言いますが、この制度、9月1日施行されまして、そのときに佐々木議員からも御指摘いただいたということでございます。 これまでどのような会議を開催してきたかということでございますが、これまで2回ほど、振興局から緊急銃猟の制度説明会、また研修会、そして実地での訓練、こういったものを振興局さんの開催ではありますが、参加した上でいろいろ勉強を重ねてきているところであります。 町としましては、これからマニュアル作成に当たっては、今までの道の研修会ですとか説明会を基に、町としてはこれから開催して意見を聞いた上で策定というふうに考えております。 以上です。
議長 浜 塚 議 員	3番、浜塚議員 次の再質問したいと思います。 捕獲従事者、ハンターの方々が不安なく対応できることが最も重要であるという答弁を伺っております。 新聞によりますと、緊急銃猟の改正のですね、改正法は緊急銃猟で人や建物が傷ついた場合、市町村が補償すると定めた。ハンターの発砲が法律に基づく業務委託であっても、個人の活動を

議長 農 林 課 長	取る可能性は残るという記事があります。 この点については、どうお考えでしょうか。 農林課長 万が一事故があった場合等の責任の所在でございますが、まずこの緊急銃猟に当たっては、民事上の責任としましては物損事故、こういったものがあるかと思います。それに対しましては、市町村長が補償するということになっております。また、人身事故、これにつきましても、市町村が賠償するということでありまして、これについては国家賠償法に基づいた賠償を行うというふうに定められているところであります。 ただ、この上では、緊急銃猟を適切に実施した上でというただし書もついていたかと思えます。ですので、緊急銃猟を適切に実施した場合は、ハンターさんへの責任ですとか、そういったものはないということではありますが、緊急銃猟実施に当たって安全確保が不十分であったといった場合には、また話が違ってくる場合もあるかと想定しております。 ですので、緊急銃猟の実施に当たっての体制整備、これについては慎重、綿密に検討してまいりたいと考えております。 以上です。
議長 浜 塚 議 員	3 番、浜塚議員 それでは次に、質問 5 点目でございます。ガバメントハンターでございます。 役場職員として法的責任を負いながら発砲を行うことは大きなプレッシャーを伴うと考えられる。また、銃器の取扱いだけでなくヒグマの生態把握や現場での瞬時の判断には長年の経験、暗黙知が必要であり、短期間では適した人材の確保や育成は難しいものと考えておりますという答

議長 農 林 課 長	弁でございます。 とするならば、まず第１点、ガバメントハンターの質問でございましたけれども、役場職員として法的責任を負いながら発砲を行うことは大きなプレッシャーを伴うと考えられるとの答弁でありました。 諸般の事情からガバメントハンターの駆除が困難であれば、当然、地区のハンターが対応すると考えます。そのハンターにも、ガバメントハンターと同様の心遣いの言葉がなかったのは、非常に残念に思っております。これについてどう思いますか。 農林課長 ５点目の御質問はガバメントハンターに対する御質問であったかと思えます。ですので、町職員がガバメントハンターとして従事する場合のことについて御答弁させていただきました。 ですので、ここでは、もちろん猟友会の皆さんのハンターさんが従事されるときも、十分こういった御苦労、心的プレッシャーかかるかと思いますが、５点目の御質問はガバメントハンターに関することでしたので、触れておりません。 以上です。
議長 浜 塚 議 員	３番、浜塚議員 最後になりますけれども、銃猟駆除の現場対応を担う猟友会会員の高齢化が深刻です。危険を伴う任務に対する支援や担い手確保も大変重要であり、緊急銃猟はあくまでも最後の手段というふうに思います。熊を寄せつけない予防策にもっと力を入れるべきとも考えます。町民の安全安心を守るために、迅速かつ安全な対応、体制の構築を求めて、一般質問を終わりたいと思います。

議長 農 林 課 長	答弁お願いします。 農林課長 議員御指摘のとおりハンターさんの高齢化ですとか、また、担い手の確保についても課題があるのかなというふうには十分認識しているところであります。その上で、熊を寄せつけない方法に対しても、支援というか取組をとという御質問かと思えます。 これにつきましては、今年度から町内の熊の出没が多かったというところが今年度でありますので、町内回覧などを利用して、危険周知を複数回実施してまいりました。また、まちづくり座談会の中では、もっと早く情報が欲しいという御指摘もありましたので、その点では、町の公式LINE、こういったものを活用して出没の情報も発出に努めてきているところであります。 また、熊を寄せつけないという部分では、これまでどおり、引き続き実施しております熊の電牧の補助事業、またはハンターさんに対する免許の更新費用ですとか、そういったものも継続して実施してまいりつものでありますし、必要に応じて充実に努めてまいりたいと考えているところであります。 以上であります。
議長 浜 塚 議 員 議長 中 山 議 員	3 番、浜塚議員 以上で質問を終わらせていただきます。 それでは、続きまして1 番、中山俊勝議員、お願いいたします。 1 番、中山議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。 町長の選挙公約の進捗状況について、町長の所見をお聞きするものであります。

議 町 長 長	佐藤町長におかれましては、令和８年度は４年目の最終年度を迎えまして、選挙時における選挙公約の進捗状況についてどのように総括し、令和８年度に向けての取組をどのように考えているかお聞きしたいと思います。 １点目、少子高齢化・人口減少への対応です。 ２点目、力強い農業・林業。商工業についてです。 ３番目、暮らしの安全・安心なまちづくりについて。 ４点目、健全な行財政運営について、４点について町長の所感をお聞きしたいと思います。 町長 私の選挙公約の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。 私が選挙時に掲げました公約につきましては、令和８年度町政執行方針でも申し上げたとおりであります。議員各位の御理解をいただき、スピード感を持って着実に実行してきたところであります。 項目ごとに進捗状況を申し上げます。 御質問の１点目、少子高齢化・人口減少への対応についてであります。 少子高齢化と人口減少は、地域経済の縮小やコミュニティ機能の低下を招く重大な課題であります。そのため、子育て世帯への支援を重点的に進めております。 認定こども園の完全無償化、小・中学校給食費の無償化、高校生への通学定期代の助成、奨学資金制度の拡充等につきましては、令和８年度も継続して実施してまいります。 また、保育園留学については、海外からの利用者受入れ体制を強化し、移住につながる取組を進めております。
-------------------------------	---

高齢者・障害者対策では、家事支援や除雪支援など生活支援サービスを拡充しております。加えて、個別支援を必要とする子供たちへの対応として、発達支援センター機能の充実も図っております。

交通弱者対策では、新たな地域公共交通を導入し、交通空白地有償運送や高校通学バスの運行を継続してまいります。定住促進対策としては、持家建設奨励金の拡充、中古住宅購入・リフォーム助成の実施、誕生祝い金の増額を行っております。

高見団地の建て替えは計画的に進めるとともに、道営住宅の早期着工・完成に向け、関係機関と協議を進めております。

2点目、力強い農業・林業・商工業についてであります。

本町の基幹産業は農業及び林業であります。労働力減少が進む中、持続可能な生産体制の確立に向け、スマート農業機械などの必要な設備導入への町単独の支援を実施いたしました。新規就農者・後継者支援については、担い手協議会など関係機関と連携し、相談体制の充実と国の支援制度の活用を進め、就農しやすい環境整備に取り組んでおります。

商工業につきましては、人口減少や消費構造の変化の影響を受けておりますが、これまで実施したプレミアム商品券事業に加え、令和8年度から商工業者支援事業補助金を創設し、事業拡大、販路開拓、人材確保に対する支援を開始する予定です。

3点目、暮らしの安全・安心なまちづくりについてであります。

総合健診及び各種個別健診を令和6年度より無償化し、带状疱疹ワクチン接種への助成も実施しております。災害対策では、災害緊急情報を迅速に伝達する防災情報配信システムも本年4月から運用を開始いたします。

議長 中山議員	脱炭素の取組では、専門係を設置し、地域新電力会社と連携して体制整備を進めております。今後も国、道の事業を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を着実に進めてまいります。 4 点目、健全な行財政運営についてであります。 本町はこれまで健全な財政運営を維持しておりますが、自主財源に限られる中、地方交付税の動向によっては、厳しい財政運営を強いられる可能性もあります。今後も予算の重点化と効率化を徹底し、計画的な財政運営に努めてまいります。あわせて、職員の能力向上と情報公開の徹底により、透明性の高い行政運営を推進いたします。 私の任期も残すところあと 1 年となります。公約で掲げた事業はもちろんですけれども、残された任期为町民皆様が希望を持ち、真に幸せを実感できるまちづくりに全力で取り組んでまいります。 以上です。 1 番、中山議員 私も町長のこの 3 年間の公約の中での実施、これについては、町長がふだんこれを持って歩いているみたいですが、公約について一覧表があります。その中で、今日はこれに基づいて町長に質問をしたいと思います。 前回、一般質問の中で私、老人対策として、今、高齢者による事故の多発ということで、当町も 4 5 % というような老人の占める割合、私もその一員ですが、その中で高齢者が起こす事故についての函館市で行っております高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助というようなことを前回述べたんですが、全然今のところ実現の可能性はありませんけれども、ぜひ、私もそうですけれども、だんだんと認知症が入ってくると、この件について重要になってく
--------------------	--

議 町	長 長 るんじゃないかなというようなことで、今後検討してもらいたいんですけども、その考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。 町長 以前、中山議員からこの自動ブレーキの設置についてという御質問いただいたというふうに思います。
議 中 山 議 員	確かに、高齢化が多くて高齢者の運転がということであります。自主返納されている方もたくさんおられるかなというふうに思いますので、この自動ブレーキのことも含めて、免許返納の人に対するそういう支援ということも考えて、これから検討したいというふうに思います。 1 番、中山議員 ぜひ、これは早めに検討していただいて、老人の方々が安心して、今 9 0 歳でも運転されている方がおります。ですから、その辺を考えた中では、我々もきちんとやっぱりそういう安全対策を町として考えるべきじゃないかなと私はそう思います。ぜひ、検討して、早い時期にこの事業。函館市では、1 件 2 万円補助ということで、1 人 1 台というふうにして実施している。これは始めてからもうかなりたっています。ですから、当町でもなるべく早めにこういう老人対策をしていただきたいなというふうに思います。 次に、昨年度から、町長の施政方針にもあったんですけども、新しい交通システムというのの導入で、有料の老人に対する補助ということであったんですけども、昨年度の 1 年間、まだ 1 年たっていませんけれども、どの程度の利用者がいて、どの程度このシステムを利用している老人の方々、また、町民の方がいたのか、お聞きしたいと思います。 副町長

副町長	議員おっしゃられるのは交通空白地有償事業かなというふうに思いますが、こちら、まだ令和7年度ちょっと実績が出ておりませんで、令和6年度の実績ベースでお話をさせていただきたいと思います。こちらは社会福祉協議会が実施する外出支援と、そして一般利用分というのがありまして、外出支援分につきましては、延べ人数でいたしまして1,303人、一般利用分につきましては39人というふうになっております。
中山議員	1番、中山議員 何か今、副町長、大変少ない数字でびっくりしたんですけれども、ということは当町においてこのシステムを利用する方が本当に少ないということと捉えて、今後の対応として、まだやっぱり町民が利用できるような方向に進めなければならないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。
中山議員	町長 今、副町長がお答えした1,303人という数字が少ないと言われるのかどうかというのもちよつとありますけれども、要するに、交通手段のない方に対して町が支援するということでありますので、きちんとこれは社会福祉協議会を通して、利用する人を募集してというか応募していただいて、きちっと対応するというにしておりますので、これからもPRをきちっとしていただいて、多くの方に利用していただくような体制づくりをしたいというふうに思います。
中山議員	1番、中山議員 やはり町民に、例えば館地区とか、こっちの下地区で言うと奥の清水地区とか、そういう人方のやはり利用というのはやっぱり十分に利用できるような、そういうPRして、やっていただきたいなというふうに思います。

議 長 建設水道課長	最近、函館バスも私の目の前で停留所があるんですけども、大変、利用客が増えてきているような状況ですので、館地区等からの町民の利用というようなことが重要でないかなと思うんですけども、その辺十分PRしてやっていただきたいなというふうに思います。 次に定住促進ですけども、これはやっぱり当町においてはあまり目立たない。一番人口減少では必要でないかなと思うところが、今回の町長の施政方針でもあったんですけども、道営住宅の建設が遅れているというのは、どこに原因があって道営住宅が進まないのか。 それと、町営住宅と道営住宅のこの差、どちらが町民にとっていいのか、それについて、利用しやすいのか、入りやすいのか、それについての比較したものをお知らせ願いたいと思います。 建設水道課長 ただいまの道営住宅と町営住宅の入居の基準といいますか、そういう部分についてはほぼ公営住宅なんで、国の指針に基づいて所得から判定するということですので、やり方については変わっておりません。なので所得基準も町も道も変わらない基準になると思います。 あと、施設の進捗の状況、こちらちょっと後で佐々木議員のほうの質問にも入っているんですけども、実際今のスケジュールとしましては、来年度、今は旧保育所が建っているんですけども、そちらを解体します。今年度は、道のほうで基本設計というものを今行っている最中がございます。除却した土地をどのような形でそこに建物を建てるかとかというような設計を今行っている最中がございます。 来年除却して、道のほうの担当に確認したところ、道の予算の兼ね合いもちょっとあるみたいなので、スケジュールどおりにはいかないかもしれないんですけども、取りあえず来年は実施設計、それで令和9年度から建築を始めると。その際はまず、今のところ2棟、6戸、1棟に3
-----------------------	--

	戸入るような住宅に設計を今進めているような状況になっておりまして、そういう形で順次予算の状況と、そういうものを見ながら、道のほうは進めているということです。 以上です。
議 長 中山 議員	1 番、中山議員 課長、私が聞いたのは、町営住宅と道営住宅の違いですね。町民が利用しやすいのはどっちのほうを利用しやすいのか。それについてはどうなんですか。
議 長 建設水道課長	建設水道課長 取りあえず、道営については、今のところ方向性としましては、子育て住宅をつくりたいということになっております。といいますのも、町のほうから要望を上げた段階で、町として子育てを進める町であるということと、一応脱炭素も進めているというような経過もあるので、道の一応趣旨としましては町の意向を受けまして、一般の町営住宅ではなく、どちらかという町にも子育て住宅ありますけれども、それと同じような形の住宅で進めたいという意向であります。 ですから、老人とかが入るという形になってしまいますと、そういう方々はやはり町住のほう選んでいただくという形になると思います。 以上です。
議 長 中山 議員 議 長 建設水道課長	1 番、中山議員 そうすると、町民が利用するのは両方とも同じというふうにとってもいいですか。 建設水道課長 子育ての部分で言いますとほぼ同じ状態で、どちらか選んでいただいても同じ形にはなるのか

議長 中山議員	など。 ただ、あと1戸当たりの今、難しくなってきましたけれども、断熱性とか、結構そういう住宅での審査というのが厳しくなってきましたので、うちの今、高見もそういう形で進める形にはなりますけれども、今までの住宅と違ったような状態で、断熱性の高い住宅には今後なっていくということになると思います。 1番、中山議員 町営住宅、道営住宅も、やはり定住したい人は、いい住宅に入りたいと、そして安い住宅に入りたいというようなことがいろいろあるんですけれども、なぜ定住してくれないのかというと、住むところがないというのがすごい意見が多いようでございますので、ぜひとも早めの建設を進めてほしいなというふうに思います。 次に、2番目のほうに入りたいと思います。 力強い農林業と商工業ですけれども、この中で、さっき浜塚議員が質問したヒグマ対策、これについては我々もこれから十分力を入れなきゃ駄目な分野だと思うんですけれども、それ以上に、鹿の害というのは大きいです。この鹿の害についての対策を今年度、町としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。
議長 農林課長	農林課長 鹿の対策であります。 鹿の対策につきましても、ヒグマ同様電牧の購入補助、これについては継続して実施してまいりたいと考えております。 また、わなの免許の資格取得、こういったものへの支援も継続して実施しておりまして、わな

議長 中山議員 議長 農林課長	の免許を取られる方が増加しているかなと思っております。毎年一、二名の方、新規で取得されている状況でもありますので、こうした方々に捕獲に当たってもらう上で必要となる支援を行っていきたいと考えております。 以上です。 1 番、中山議員 今年度の予算を見ると、電牧については15万円の補助金というようなことで載っておりますけれども、今補助している電牧はヒグマ対策、そして鹿対策、どちらに中心を置いて15万円というのは出てきたのか、お聞きしたいと思います。 農林課長 この電牧の購入補助につきましては、令和6年度より10万円から15万円に上限を上げさせていただいているところであります。といいますのも、昨今の物価上昇によって、やっぱり電牧の費用も増加しているということでもあります。 電牧について、熊対策が主なのか、鹿対策が主なのかということではありますが、これは張り方によって、電牧の電線の高さというんでしょうか、あとは設置の本数ですとかによって、鹿に適している張り方、熊に適して張り方あるそうでありまして、その辺は農家さんに選んでいただいているという状況であります。 鹿であれば、ある程度の高さまで電牧を張らなきゃいけないということで、ポールだとかも結構な本数必要となるかと思っております。それは、農家さんが実際に購入されたものの上限15万円ですので、十分かどうか分かりませんが、鹿であれば多少必要となる電線の量だとかは多くなるかとは思いますが、今のところ、電牧の購入については、一律の支援ということでやらせて
---------------------------------------	---

議長 中山議員	いただいているところであります。 以上です。 1 番、中山議員 課長、私も 3 セット購入しました。そのときは最高助成額 1 9 万円でした。今、課長の答弁とちょっと違うんですけれども。 なぜ聞くかというと、鹿の場合は、電線が 3 本以上なければ、効果はあまりないですね。ということは、今の支柱では全く鹿用には向いていないわけです。そして、それを鹿用の部分で購入しようとするれば、今の助成で私は不足でないかなと思うんですけれども、その辺を課長はどう考えていますか。
議長 農林課長	農林課長 その部分では、議員の御指摘のとおり、なかなか私どものほうで熊と鹿で必要となる資材の比較検討、こういったことは今まで実施してきておりませんでした。ですので、ちょっとお時間をいただいて、今後事業の見直しにつながるかどうかはちょっとまだ定かではありませんが、実態を把握した上で必要な経費がどの程度かかっているか調査した上で、また新たな検討をしていきたいなと考えております。 以上であります。
議長 中山議員	1 番、中山議員 課長、1 5 万円というのは、規定がそれヒグマ用なのか、それとも鹿用なのか、どの程度の規模で助成金を出そうとしているとか、それについては、もう少し、農家も頑張っているわけですので、補助額もやっぱり上げるべきじゃないかと私は思うんですけれども、その辺についてはい

議長 農 林 課 長	かがですか。 農林課長 10万円から15万円に上げさせていただいたところも、純粋な物価上昇でなかなか10万円では、当時想定したある程度の面積を、ちょっと今手持ちで資料も持っていないので明言はできないんですが、一定程度の面積をつくるのに必要な経費ということでありました。その経費が、熊であったのか鹿であったのかというところが重要なのかなと思いますが、すみません、今購入されるポールの高さを最大限高く取るとかということで、特に鹿用ポールですとか熊用ポールでの検討をしているわけではございません。伸ばせるポールを使っただければ足りるのかなという判断もその当時あったのかなと思っております。 ですので、なかなかその10万円、15万円が熊に適したものか鹿に適したものかというところは今、御質問の中でちょっとお答え、難しいものでありますので、今後、実際に本当に鹿に対して効果がある張り方、熊に対して効果がある張り方、それに必要となる資材の量、こういったものを精査した上で、検討してまいりたいと思っております。 以上です。
議長 中 山 議 員	1番、中山議員 課長、15万円というのは1セットの補助ですよ。農家は、畑を何枚も持っているわけですよ。その中で、1セットだけでは全くこれ間に合わないんですよ。ですから、私はもう少し助成額を上げた中で、農家の方々に頑張ってもらって購入してもらおうと、また、町でも私は貸出し用の電牧ってありましたよね。この数も、私たちが考えるには、全く少ないというふうに思うんですが、その辺の今年の実績について、いま一度やっぱり検討すべきじゃないかと私は思うんです

議 長 農 林 課 長	けれども、その辺についてはいかがですか。 農林課長 まず、町から貸出ししている電牧のことにつきましては、かなり貸し出す資材も古くなってきております。バッテリーですとかも劣化しているものがあって、今年まだ貸出しに向けて何基使えるかというところは、また、春になってちょっとデモで使ってみないと分からないんですが、数は年々少なくなってきました。 実際に貸してほしいという方も、少なくなっている状況であります。この電牧の貸出しにつきましては、デモンストレーション的にまず使っていただいて、いいものであれば、電気牧柵の購入補助を活用してくださいという、きっかけとして始めたものでありまして、ある程度、電牧を補助を利用して購入される方も多くなっている状況もありまして、貸出しの件数が少なくなってきました。 貸出しの要望に対応した数が不足してくるという状況であれば、その不足分については、購入を検討してまいりたいと思っております。 以上です。
議 長 町 長	町長 今課長のほうからお答えしておりますけれども、この助成の金額15万円が安いのか高いのかという議論もあるかと思います。 今課長の言ったように、熊と鹿と、その差、そういうのもこれから検討していきたいなというふうに思います。 ただ、農家の方からも私もいろいろお話を伺いますけれども、電牧の面積、延長が長ければ長

議長 中山議員	いほど管理が大変だということもお話を伺っております。ですから、お金の問題もありますけれども、本人が自分の農地を守るということで、この対策をするということでもありますので、この15万円が金額がいいかどうかということも含めまして、どういう方法がいいのかということを検討させていただきたいというふうに思います。 1番、中山議員 ぜひ町長、農家の話を聞いた中で、この15万円というのは私は少ないと思います。まだまだ、鹿の場合は15万円じゃ全然間に合わないですよ。私も3セット持っていますけれども、3セットでも足りないんですよ。1つの区画で1セットというようなことで、3セットあっても、3枚の畑しか防除できないですね。 ですから、町長、ぜひともこの15万円という助成単価を上げてほしいなと。そして農家の人にも使って購入していただいて予防するというようなことをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。 次に、農家対策として次に上げたいと思うのは、農家は今大変労働力不足に悩んでおります。今もう農家の出面さんの額が上がってきて、大変なんですよ。そういう中で、外国人を雇い入れてやっている農家というのも、結構大きい農家の方はおります。 何が問題かという、夏場はいいんですよ。夏場は大変助かっています。ところが、冬季間、1年間通して雇用するということになると、仕事なくても、一月幾らというふうに支払わなきゃ駄目なんですよ。そして、暖房費なりも持たなきゃ駄目だというような状況ですので、ぜひとも私は町長に調査していただきたいと思います。どのようなので今の外国人が入ってきている中で労働者を雇って苦勞しているか、これについて、ぜひとも町として調査してみてください。冬の
--------------------	--

議長 農林課長	冬季間、１２月から３月いっぱいくらいはほとんど農家の仕事ないわけですから、そういう中での農家の苦労というものを知った中で、町としても何らかの補助、また、その対策を練っていただきたいというふうに思うんですけれども、町長どんなふうに考えていますか。 農林課長 技能実習生を受け入れた際の冬の雇用といたしますか、働く場面、そういったものの創設であります、これについては、議員から今御指摘あったように調査をしてほしいということですので、実態の把握をしてまいりたいと思っております。 実際に年間どのような作業があって、どのように勤務されているというんでしょうか、仕事の量の変動しているか把握させていただきたいと思います。 大きな農家さん、受け入れされている農家さん、複数戸から聞き取りのような形で、まずは実態の把握をしたいなと思っております。 またその上で、過去にも検討はしたことがあるんですけれども、俗に言いますボラバイト、短期間のバイト、そういったもので全国に人材を派遣して、秋に忙しければ秋に派遣してもらって、冬は帰って別な南方のほうで農作業に従事してもらおうとか、そういった人材派遣をしている会社もございます。一部町内でも利用があると聞いておりますので、こういったものも活用すれば、通年の雇用ではなくて、短期間の雇用で労働力を確保できるという場面もあるのかなと思っております。 この点もあわせまして、再度検討した上で、またその調査の結果については、御報告させていただきたいと思います。 以上です。
--------------------	---

議長 中山議員	1 番、中山議員 課長、ぜひとも早めに調査していただきたいと思います。特に、できれば、例えば農協とタイアップした中で、冬季間仕事をつくっていただいて、そこで働いてもらうというようなことも一つの手だと思うんですよ。ですから、その辺についての現状どうなっているのか、それについて、困っているんですよ、大きい農家の方ね。養っている人は、もう雇っている人は3人とか4人いるわけですから。そうすると、一月1人15万円払わなきゃ駄目だということになると、45万円も払わなきゃいけない。これは本当に農家としてつらいところですよ、今のこの現状からいけば。 ですから、早めに調査して、その対策何がいいのか、そして年間雇用できて、農家が助かるような方法をぜひ町として考えてあげてください。そういうことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。 次は、今大変話題になっているこの水活、水田の活用の交付金が今、当町には5億円ちょっとの交付金が入ってきているわけですが、これについて、来年度から大きく変わろうとしています。 その辺は、町はどの辺まで情報をつかんでいるのか、お聞きしたいと思います。
議長 農林課長	農林課長 水活、水田活用直接支払交付金、これについてであります。 この交付金については、令和8年度までは継続されますが、令和9年度以降抜本的に見直すということが国の方針として示されているところであります。 これについて町としてどのような情報を持っているのかということでございますが、現時点で

	は、なかなか来年、令和 9 年度こうなるというような情報は、今のところちょっとないという状況であります。 国としましては、報道によりますと、今年度、今年の 6 月以降に具体的な方針を示すということも言っております。ですので、方針が示されときには、町としてもいろんな検討が始められるように準備に当たっていききたいなと思っております。 この水田活用の直接支払交付金は、2 月 2 5 日、2 6 日と、町内 3 地区において町で開催した説明会の中でも御説明させていただいて、御質問も多くなった分野であります。 ですので、農家さんのやっぱり経営の中心となる交付金でもありますので、もし 6 月以降に国の方針が示されたら、速やかに農業者の皆さんにも情報提供に当たった上で、町としての取組も考えてまいりたいと思っております。 以上です。
議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 課長、毎年大体 4 月、今は 4 月、各町内を回って、町の説明があるんですけども、今年はそうしたら、今の課長の説明では 6 月と、これは農業新聞に出ていた記事なんですけれども、これは大きく水田政策見直しということで、これについても今課長説明したように、6 月ということでないで最終結論を出せないで。そうなった場合に、どうやって町が農家の方に説明するのか、それは大変難しいんじゃないかなと思います。その辺についてはどうですか。
議 長 農 林 課 長	農林課長 6 月になりましたら、国でも方針が示されるということですが、4 月にはいわゆる転作受付を各集落単位で回らせていただく予定であります。この転作受付については、今年の転作作

議長 中山議員 議長 農林課長	物、何をまきますかですとか、作付の場所の確認、こういったもので回らせていただく予定であります。その中でも、何か情報等があれば、周知をしてまいりたいと思っております。 また、6月以降、国の方針が示された暁には、再度また令和9年度に向けた、情報提供の場ということで、説明会等を行ってまいりたいなと思っているところであります。 以上です。 1番、中山議員 課長、ここで問題になってくるのは、今言うのは、今年の計画ですね。今、農家の方に選んでもらう方法として、27年度までと28年度では、大きく変わるのは、畑地化という問題が出てきているわけです。これについての農家への説明というのはどういうふうに考えていますか。 農林課長 畑地化については、国から一定の支援が受けられる制度がこれまでもございました。ただ、水張り要件が撤廃されたというところで、畑地化まで取り組む農業者さんは多くなかったという状況ではあります。 ただ、令和9年度以降の国の考え方で今示されているのは、水田か畑にかかわらずということで、生産力向上に支援するということでもありますので、水田であるからメリットがある、畑であるからメリットがあるという場面でもなくなってくるかなというふうにも感じているところであります。 ですので、大きく来年から変わるということは十分承知しているところでありますが、なかなかこういった部分については、農家さんの判断によっていただくというところであります。 一番懸念しているところが、加工用米の取扱いについても、複数年契約をするというのは多少
---------------------------------------	--

議長 中山議員	リスクがあるのかなという農家さんもいらっしゃいますので、その辺は、経営判断の中で、加工用米の協力もいただきながら、単年契約にするのか、それともリスクを承知の上で複数年契約していただくかというのは、こちらのほうで情報提供させていただいた上で、最終的な判断を個人にさせていただくというふうに考えて、今年度は進めてまいりたいと思っております。 以上です。 1 番、中山議員
議長 農林課長	そうすると課長、農家に指導する側の町が情報がつかめないという今の現状の中で、この畑地化については、説明できなくなってきましたよね。 もう一つは、今進めている地域計画、これについての進展方法、これも大きく変わってくるわけです。その辺についての町として取組をどうやってしていくのか、その辺についてはどうですか。 農林課長 これにつきましては、先月 25 日、26 日と 3 地区でやりました説明会、懇談会と称して説明会を開催いたしました。その中でも地域計画の今後の取り進めについて、若干情報提供させていただきました。 その中では、将来の誰が耕作するか、あらかじめ確定していなくても、町の農林課または農業委員会のほうにお知らせくださいと。そういったものを情報を集めた上で、地域計画の見直しを図っていきたいというふうに説明させていただきました。 また、見直しを進めていかないと、国の支援も受けられないものも各種ございますので、この辺は、説明会の中でもお話ししたのは、町としましては、毎年、地区には最低限 1 回くらいは入

議長 中山議員	った上で意見を聞かせていただきながら、目標地図の見直しをしていきたいということも御説明させていただきましたので、毎年、地域の中に入ってお話を伺う場面をつくっていきながら、地域計画をよりよいものにしていきたいなというふうに考えております。 以上です。 1 番、中山議員 この目標地図というのは、地域のこれからの厚沢部町の農地、これをどう利用するのかということで大きく利用されるわけですので、今の現状では全く集団化できないような、集約化ができないような状態になっています。 こういう中で、町として、この地図を利用した中での集約化を、そして大規模化できるのかどうかというのは大きいテーマだと思うんですよ。この辺についての現況があまりにも進んでいないと私はそう思うんですけれども、課長として、これからどう進めていくのか、お知らせ願いたいと思います。
議長 農林課長	農林課長 この目標地図を作成する上でといいますか、目標地図の実現に向けて集積・集約化が重要だという御指摘であります。この御指摘については、何度も言いますが、25日、26日の懇談会の中でも、館地区の方からも、今後農地が余っていくだろうと、そういったものに対して町としてはどういうふうな考えを持つんだという難しい御質問をいただいたところであります。 これにつきましては、これまで農地の移動を見ますと、農地の集積、皆さん経営規模の拡大には積極的に取り組んでまいりましたが、集約化という面ではまだこれからなのかなと。農地の分散錯綜という状況はまだ変わっていないのかなと思っております。

議 中 山 議 員 議 町 長	ですので、その説明会の中でもちょっとお話しさせていただいたのは、集約化に当たっては、農地の売買だけではなくて、交換分合というような制度もございますよと。そういう小規模な交換分合ということであれば、相対での農地の交換によって集約化を図るという方法もありますというのも、今回の説明会の中で情報提供させていただいた部分であります。 こうした制度をまた周知を図りながら、少しでも集約化に向けて取り進めていければと考えているところであります。 以上です。 1 番、中山議員 課長、その中で一番大事なのは、今各地域で行っている用排水路の整備、これが重要になってくると思うんですけども、稲見、滝野地区ではほとんど農家がないような状況で、手助けがない中で実施できたというようなこと、ほかの地区でも、やっぱり早急に進めていくべきでないかなと思うんです。そのための集約ですので、その辺の用排水路の整備これについてどのように考えていますか。 町長 先ほどから農業に対する質問で、公約の進捗状況かどうかなというのもあるんですけども、基本的には国の政策がどうなるかということが、やっぱり町としてその情報をいち早くキャッチして、それを町の農業政策にどう生かしていくかということが大事だというふうに思っております。 今の例えば農地の集約化ということでもありますけれども、当然、町も主導していきますけれども、基本はやっぱり農家の皆さん、土地を持っている皆さんが同じ気持ちでもってその地域をど
-------------------------------	---

議 長 中山 議員	うやっていくかということがまとまらない限りは、全て進んでいかないというふうに思っています。 そのためには、町が手助けをする、あるいは応援していく、いろんな情報を提供していくということが大事だというふうに思っております。 先ほどの水活の事業も来年度１年で終わると、その先どうなるかということで、内閣が替わるたびに、その方針も変わってくるということもありますけれども、いち早く、私のほうも情報をキャッチして、そして北海道町村会なり、あるいは国会議員の先生を通して、情報を早くキャッチして、必要な要請活動とか必要であれば積極的に行っていきたいということで、厚沢部町の農業の発展に尽力していきたいというふうに思っております。 １番、中山議員 町長の公約の１つに、３つ目にあるんですけれども、農地の基盤整備と集約化で生産力を強化というようなことがありますんで、ぜひとも町長、早急に進めた中で、町長のこれからの厚沢部農業について、十分やっぱりこの１年間かけて検討していただきたいというふうに私は思います。 それでは次に、時間、あと１５分ですので、１点だけ。 先般、鶉地区に警察を中心にしたネットワーク協議会というのがありまして、それにちょっと出たんですけれども、その中で、館地区に今回防犯カメラをつけるわけですので、それは館地区に警察がいなくなるということで、そういうふうな方向性に進んで、館地区を中心に防犯カメラをつけるということで話がありました。 その中で、現在の防犯カメラの精度といいますか、これについてちょっと鶉にもあるんですけ
----------------------	--

議 長 住 民 税 務 課 長	れども、疑問視があるというようなことなんですけれども、今回、設置する防犯カメラの精度というのはどの程度のものなのか。1日いっぱいきちっと作動して、後でそれを利用できるのかどうか、それについての防犯カメラの精度といいますか、それについての意見ありましたので、ちょっと聞いてみますというようなことで話ししておりますので、その辺について、どの程度の精度の防犯カメラなのか、お聞きしたいと思います。 住民税務課長
議 長 中 山 議 員	今までの防犯カメラですと、人だけを検知する防犯カメラだったんです。今回、既存のもの7台と、館地区に5台、新設するわけなんですけれども、そのカメラにつきましては、24時間どんなものでも検知するようなものとなっております。今ちょっと録画時間については、ちょっと私把握していないんですけれども、126時間ごとに書き上りして、見れるようになっているものだということです。 以上です。 1番、中山議員
議 長 住 民 税 務 課 長	5台ということで、もう設置箇所が決まったと思うんですけれども、これ例えばほかの地区で要望あった場合に、例えば、町政要望の中であった場合に、この場合には、町としては対応可能なんですか。 住民税務課長 町内会、警察等の関係機関等と協議いたしまして、必要箇所につきましては、設置するようになります。 以上です。

議 中 議 副	山 議 町	長 員 長 長	1 番、中山議員 課長、何台ぐらい要望があった場合に取付け可能ですか。 副町長 要望があった際には、地域の方、町内会の方と、そしてまた警察と協議いたしまして、設置するかどうかは検討させていただくということであります。この場所に何台ですとか、この場所に限って防犯カメラをつけるとか、そういった決まりは特に設けておりません。警察とやはり相談しながら、防犯上やっぱりここにつけたほうが良いというような箇所であれば、それをつけるという判断をするというふうになると思います。 以上です。
議 中	山 議	長 員	1 番、中山議員 あまりこの防犯カメラについては、町民の方もそんなに興味ないようでございますけれども、何か事故あったときに、例えば鶉町で事故がありましたよね、窃盗事件みたいな感じで、そのときはほとんど利用されなかったということで、残念であります。 そういう中で、今後やはりどうせ設置するのであれば、高度な防犯カメラをつけていただきたい。これはなぜかという、だんだん人口が減ってくるわけですので、その中での重要性というのは私は必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後、調整要望のところに出来たら設置してやっていただきたいというふうに思います。 ちょうどあと 10 分ぐらいですけども、これで一般質問を終わりたいと思います。
議 議		長 長	それでは、一般質問の途中ではありますが、14 時 30 分まで休憩します。（14：15） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。（14：30）

議 長 佐々木議員	それでは、最後に、１０番、佐々木宏議員。 １０番、佐々木議員 ３月定例会一般質問をさせていただきます。 先般、アメリカとイスラエルによるイランに対する軍事攻撃により、中東からの原油に依存する我が国ですが、今後のイラン情勢の混乱による物価高と基幹産業に及ぼす打撃を危惧する事態となっておりますが、一般質問に入ります。 町政執行方針に関してでございます。 北海道の総人口は、少子高齢化に伴う自然減と若者の都市部流出などにより、２０２５年１１月末で５００万人を下回ったところであります。厚沢部町においても同様の状況で、こうした難局打開に向け、持続的発展のため過疎計画策定等で各種施策を推進しているところであります。 以下、町民の幸せを実感できるまちづくりに向け、６点について町長の見解を伺うものです。 １番目、やわらかな定住・二地域居住で保育園留学を核とした展開で関係人口増等に結びつけているところですが、さらに国では往来増を住所地以外の地域に継続的に関わる人を登録するふるさと住民登録制度の創設を打ち出しているところですが、選ばれる地域としての取組の考えと、相談窓口の設置が必要と思うところですがいかがか。 ②です。力強い林業対策において、森林のナラ枯れ被害の実態と対策等についてであります。 ③人口減による労働力不足対応で、外国人の住まい確保と日本語教育体制整備の実施についてであります。 ④道営住宅の早期着工・完成を目指すとしておりますが、完成年度の見通しと建設に向けた進捗状況についてです。
-------------------------	---

議 町 長 長	⑤国の脱炭素先行地域事業の活用において、エネルギーを足元の産業で生かす手だてと、再エネの地産地消の年次ごとの自給率目標についてであります。 ⑥道内各地において、再生エネルギー発電設備において、被害防止に対する条例が制定が進んでおりますが、当町においては考えはどうか。 以上、よろしくお願いいたします。 町長 御質問 1 点目の選ばれる地方都市の取組と相談窓口の設置についてであります。 まず、ふるさと住民登録制度に関してですが、国の地方創生の基本構想において、地域の担い手確保や活性化を目的として想定することとされました。この制度は、アプリで関心のある自治体を登録し、地域との関わりを深めていくことを想定し、今後、国において、プラットフォームとなるシステムの構築をすることとしており、現在は、アプリの利便性等の実証を行うため、モデル事業を進める段階となっています。 町としては、アプリの機能を把握できた段階でどのような情報発信が効果的か検討し、ふるさと住民登録制度が目指す地域経済の活性化と地域の担い手確保につなげていきたいと考えております。 また、新たな相談窓口の設置については、現段階では考えておりません。 2 点目のナラ枯れ被害の実態と対策についてであります。 北海道においては、令和 5 年度にナラ枯れの被害が初めて確認され、今後被害の拡大や長期化が懸念されているところであります。本町におきましては現在、病原菌を媒介するカシノナガキクイムシや被害木は確認されておりましたが、道南地域での被害は拡大しております。
-------------------------------	--

本町も被害発生のおそれがある監視区域に設定されていることから、北海道や関係機関とともに、被害監視に努めてまいります。また、被害が確認された場合は、ナラ枯れ被害木処理マニュアルに基づいて、北海道や関係機関と連携の上、適切に対応してまいります。

3点目の外国人の住まい確保と日本語教育体制整備についてであります。

日本全体で外国人労働者が増加傾向にある中、厚沢部町においても、令和8年1月末現在の住民基本台帳ベースで49人の外国人が登録されております。労働条件や生活環境は重要なことと考えますが、外国人といえども労働者であることから、御質問いただいた住まい確保、日本語教育については、雇用する際の雇用主の責任において検討するものと考えております。現在、住まいについては、町の既存の6施設を22人の方に貸与しております。また、新年度予算で新たに中古住宅を賃貸する目的で購入し、リフォームする場合の助成も提案させていただいております。

4点目の道営住宅建設に向けた進捗状況についてであります。

先ほど中山議員からの質問にもありましたけれども、道営住宅の建設に向けた進捗状況についてであります。当住宅は旧厚沢部保育所及び職員住宅を解体し、その跡地を活用し、全体で2棟6戸を建設する予定です。道の事業スケジュール案では、令和7年度は建物の基本設計を進めており、令和8年度は実施設計を行い、建設工事については、令和9年度から1棟3戸を着工するという予定であります。その後、令和11年度に残り1棟について建設するという計画であります。

5点目のエネルギーを足元の産業に生かす手段についてであります。午前中の香川議員と重なる部分もありますけれども、お答えをいたします。

議 長 佐 々 木 議 員	インフラ整備の観点では、風力発電をはじめとした発電設備の建設、それに伴うメンテナンスの受注など、厚沢部町内の事業者の参画による経済効果が見込まれます。また、脱炭素先行地域の計画では、農業用施設の屋根に設置する太陽光パネルから電力を供給することによりランニングコストの削減が可能となり、施設利用者の負担軽減につながります。 現在進めている施策としては、ハマナスクラブうずら店において間もなく太陽光パネルの設置が完了します。年間８０万円程度の電気料の削減が見込まれ、経営の安定に寄与するものと考えています。 次に、再生可能エネルギーの自給率目標についてであります。脱炭素先行地域の計画では、再生可能エネルギーの活用により温室効果ガス排出量を削減し、２０３０年度にゼロカーボンを達成することが目標であり、自給率については目標値を定めておりません。そのゼロカーボン達成の手段の１つとして、産業部門や民生部門で消費される電力量を再生可能エネルギーに切り替えるため、順次発電設備を整備し、電力の地産地消を推進してまいります。 ６点目の再生可能エネルギー発電設備に関する条例制定の考えについてですが、現時点では条例制定の予定はありません。今後、景観、環境保全、災害防止の観点等から必要性が生じた場合は、設置の許可制度も必要とは考えますが、既に環境影響評価法において一定規模以上の設備を整備する際には、環境アセスメント実施が義務づけられております。 以上であります。 １０番、佐々木議員 相談窓口の設置といった部分での考えはないということですが、住民登録制度、今後取り組むといった考えはおありなのでしょうか。
--------------------------	---

議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 町長の答弁の中で、窓口を設置しないという表現で回答させていただいておりますが、まず取り組むか取り組まないかといえ、取り組みます。というか、既に取り組んでおります。保育園留学を入り口として、短期の移住、こういったものも2地域居住に該当してきますので、実は国が施策を打ち出す前に先行してやっているというのが実態かなと思っております。 ただ、質問の中ですごく大事なのが、要するに保育園留学をやっている国がふるさと住民登録制度をやるからそのチャンスではないかということは、確かにそのとおりであります。ただ、窓口の設置となると、基本的に保育園留学などもワンストップの窓口というのを設置して入り口として十分機能しておりますので、今後、国のほうがアプリを開発してきたときに、どうやってそれと連携するかと、個別の窓口を設置するのではなくて、連携というのを重視してちょっと取り組んでいきたいなと思っております。 以上です。
議 長 佐 々 木 議 員	10番、佐々木議員 相談窓口なくても保育園留学と共有した中で取り進む考えであるということですがけれども、うちの保育園留学が先駆的取組で進んできたわけですがけれども、今現在この住民登録制度といった部分の構想というか、今現在の構想といったものがありましたら、お聞かせいただければというふうに思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 このふるさと住民登録制度というのは、国が制度化するものですので、基本的には全国一律になりますので、まずはその概要について御紹介させていただきます。

まず、登録の種類としまして2つ、ベーシックの登録とプレミアム登録ということで、差をつけて登録するような中身になっておりまして、まずはベーシック登録というのは要件を、設けず関わりある人を登録できると。プレミアム登録というのが、自治体が指定する活動、例えば担い手の活動とか、そういった条件をつけて登録する関わりの深い方をプレミアム登録としていくような制度になるかという話となっております。

例えば、私1人が自治体に登録できるというのは、ベーシック登録であれば、全国何か所でも登録できるんですけども、プレミアム登録となると全国で3団体までということで制限されるということになっております。

そのほか、登録したこと自体によるメリットというのは、国のほうでは特に設けておりませんので、それぞれ自治体が例えば担い手活動に来るときの助成をするとか、そこは自治体独自でサービスを提供していかなきゃいけないということになります。

ただ、厚沢部町におきましては、ちょっと先行して今進めておりますのが、保育園留学で来た方に対して、子供住民票という、同じような概念、厚沢部町に住んでいなくても、仮のものとして住民票を発行して、地域への愛着をそのまま次につなげていただくと、そういったこともやっておりますし、あと、保育園留学に来た方が旅先納税ということで、今年度は1,000万円くらいが納税される形になります。

そういった関わりが既にできておりますので、それをさらに国のふるさと住民登録制度がスタートしたときにどうやって連携していくか、そして、保育園留学なり関係人口の拡大にどうつなげていくか、それはこれからちょっとこのアプリを見ながら検証しなきゃいけないかなと思っています。

議長 佐々木議員	以上です。 10番、佐々木議員 先がけて取り組んでいるということで、今後の取組にも期待しているところであります。 それでは、次に2点目のナラ枯れの実態ということでございます。これについては、隣の青森県では、とても深刻な状況になっているということであります。我が町も木材、製材がいっぱい工場あります。そういった中で、雑木を専門としている製材工場もあります。製材工場においては死活問題に結びつくということなんでございますので、さらなる被害監視、それには傾注進めていただきたいということを申し添えるところであります。 現在、隣町の近況というか、そういったようなことについては、参考までにお願いします。被害状況。
議長 農林課長	農林課長 ナラ枯れに対する近隣での状況であります。 ナラ枯れにつきましては、道南地域で令和5年度に発見されて以降、最初は何でも3つの町であったところが、今11の市町まで拡大しているところでございます。 本町におきましては、被害は確認されておりませんが、一部、周辺町、上ノ国町で被害木ではなかろうかという案件があると聞いております。そのほかには、隣接町では私のほうではちょっと把握しているものはございません。 以上です。
議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 分かりました。

議 副 町 長	それでは、次に外国人労働者の関係でございます。これについては、諸般の事情に調査研究不足の通告でありました。そういったことで、回答どおりということで受け止めておるところでございますけれども、私も町内に実際に受入れに進んだ企業さん、そしてまた、面識があります外国人の方もおります。そういったようなことで、若干でございますけれども、調査をしたところでもあります。 現在、厚沢部町に４９名の方がおられるということでございますけれども、その中でネパールの方におかれましては、厚沢部町がいいと、ずっと住み続けたい、そういうような大変高評価がございます。 一方で、受け入れる企業といたしましては、当然語学の勉強をしてこられるんですけれども、いざ現場での会話対応と、そういった部分の不安、そして日常生活のサポートといった部分の困難さというか面倒さを感じるというのが実態でございます。 そういった中で、ネパール出身の方については、実際に受入れに関しての取組もされているというように、そういった問題の解決に向けたかけ橋となり得る人材が厚沢部町におられます。 そういったようなことで、中山議員からも、農業に関しての外国人労働の把握をしていただきたいというようなことが出てきたところですが、そういう人材が当町にはいるというように、厚沢部町全体で外国人受入れとなる母体となる組織の立ち上げといったような部分の情報収集も併せて取り組むというふうな部分についてはいかがでしょうか。 副町長 もしそういった声があるのであれば、何らかの支援ができるか、検討していきたいというふう
-------------------------------	---

議長 佐々木議員	に考えております。 10番、佐々木議員 労働力不足については、農業に限らず、町内企業においても、今現在、そして今後も、確保困難は明らかに見通される実態であります。やっぱり人材不足というようなことで廃業にもつながるということで、大変重要な取組となるかと思えます。 そのようなことで、私前にも提言しましたがけれども、特定地域づくり事業協同組合という受皿といったものが外国人に対してもできないかというような調査、情報収集も、中山議員も、実態把握と併せてその辺の厚沢部町全体で受入れ母体の立ち上げに向けた取組ができないかどうかと、そういった部分の情報収集を含め、調査研究もぜひとも取り組んでいただきたいという部分ですけれども、そういった部分についてはいかがでしょうか。
議長 町長	町長 外国人の皆さんの受入れで、例えば日本語の勉強会ということなのかなというふうに思います。 先ほども答弁させていただきましたが、これは受け入れる側の責任ということになるのかなというふうに思いますけれども、もしそういう町内で、そういう例えば日本語教室とか、そういう部分が必要だという意見がありましたら、それは先ほど副町長がお答えしたとおり、どういうお手伝いができるか、それも検討していきたいというふうに思っております。 今のところ私のほうには、例えば日本語教室を開いてくださいとか、今、これが困っているということで、農家の皆さん、あるいはそれ以外の外国人の皆さんから、そういう意見があるということとはちょっと伺っていませんでしたので、もしこれからそういう必要だという意見でそうい

議 長 佐々木議員	う協議会でも設けたいというお話がありましたら、先ほど申し上げたように、お手伝いできるものはお手伝いしていきたいというふうに思います。 10番、佐々木議員 情報収集の下に、やっぱり関係する話合いの場というか、懇談の場を設けた中で、取り進めていくのも大事でないかというふうに思いますんで、その辺も網羅した中で進んでいただければということでございます。 次に、道営住宅でありますけれども、回答のとおりであります。早期完成と道営住宅の活用波及効果に期待するということであります。 あと、5点目のエネルギーの部分でございます。 これは、香川議員も質問等で重複いたしますけれども、戸建て支援というようなことの答弁がございましたけれども、これは即、町民の戸建てにも該当する部分なんでしょうか、どうなんでしょう。
議 長 政策推進課長	政策推進課長 戸建て住宅への支援ですけれども、脱炭素先行地域の計画の中で、戸建て住宅への支援というのを進める形になっておりまして、香川議員への答弁で、令和8年度から実施するというところで、これは当然住民の一軒家、そういったものに該当にはなってきます。 以上です。
議 長 佐々木議員	10番、佐々木議員 8年からということでございますけれども、個人事業をやりたいという、採択のそういった手順の段取りというふうな部分は、どういうふうな取り組みというふうに考えておられるんです

議長 政策推進課長	か。 政策推進課長 まず、国の交付金が採択されてからの話にはなってしまうんですけども、まず、町のほうで補助要綱をつくって、申請を受け付けて、交付決定をするということで、通常の町のいろんな補助金と同じような手続ということを想定しております。
議長 佐々木議員	以上です。 10番、佐々木議員 想定自給率は出せないというような御回答でございましたけれども、香川議員の答弁ですと、町内電力カバーできますよということの回答がございますけれども、問題は、電力契約しないと自給率につながらないというふうに思うんですけども、皆が契約したいとなると自給率、100%も可能となり得るんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。
議長 政策推進課長	政策推進課長 自給率というのをどうやって定義するかということで、ちょっと見解が変わってしまうかと思うんですけども、例えば国のエネルギー自給率ということになると、電力だけではなくて、例えば、灯油、重油、天然ガスとかそういうエネルギー全体を自国でどれくらい賄っているかというのが自給率という定義になってしまうんですけども、多分御質問されたいのは、厚沢部町で発電した電力で、香川議員の質問にもあったとおり、個別の住宅、皆さんの住宅の全ての電気を賄える電力量になっているのかということであれば、それは賄っている量でいえば100%を超えた電力を発電できるような形にはなっております。 段階的に整備していきますので、年度ごとというよりは、風車が最終年度に設置されますの

議 長 佐々木 議員	で、その翌年から１００％ということで、契約した方だけを率に入れるかどうかというのもまた議論の余地があるとは思いますが、必要な電力量に対しては１００％を超えるという認識でよろしいかと思います。 以上です。 １０番、佐々木議員 大変期待しております。 再生条例関係ですけれども、これについては、当町においてはそれぞれアセスとかそういうふうな部分で取り組んでいるというようなことで、差し迫った条例制定というのは必要ないと私も判断しておりますけれども、今後、町内農業や住民等への被害防止といった万全を期するという取り組みが大切であるというようなことでございますので、少なくともやっぱり許可制度といった部分の考えを持ち合わせた中で、発電設備に関しては取り進めていくのが大事でないかというふうに感じたところであります。 それでは、次に２点目に進みます。 ２点目は、町に根を張る農業に、ステップアップの施策をと題しまして町長に質問いたします。 さきの衆議院選の自民党圧勝を受け、第２次高市内閣が発足したところであります。２０２６年度農林予算では、新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農地の大区画化やスマート農業技術の開発導入など、農業構造転換集中対策を着実に実施するとしています。 本町においても、地域農業や集落活動の活性化を図るために、生産性と収益性を考慮した安定的な農業経営体育成と人材確保・育成に取り組む必要があります。
-----------------------	---

議 町	厚沢部町では次期過疎計画案などにおいて具体的施策を示しているところですが、さらに地域の持続的発展実現に向けた取組が大切であり、どう進めるのか、以下４点、町長の見解を伺うものです。 １つに、次世代を担う農業者の育成施策の展開についてであります。 ②営農の効率と担い手への農地の利用集積と集約を図るための土地基盤整備推進の考えについてです。 ③農作業の効率化等による生産コスト低減方策についてです。 次に、④地力増進対策事業補助強化で堆肥散布への助成拡大による土づくりの推進についてです。 以上よろしく願いいたします。 町長 町に根を張る農業ステップアップ施策との御質問の１点目、次世代を担う農業者の育成施策の展開につきましては、地域農業を支える担い手によって農地を維持し、将来にわたり安定した農業生産に取り組む農業者の育成が重要であると考えております。 このため町としましては、国の事業等を活用し、新規就農者や後継就農者の育成・確保、法人化支援等により多様な担い手を確保するとともに、限られた労働力で生産性の向上に取り組むため、農作業の効率化に必要な基盤整備の推進やスマート農業の一層の推進、地域計画の磨き上げによる担い手への農地の集積・集約化に取り組んでまいります。 次に、２点目の営農の効率化と担い手への農地の利用集積と３点目の農作業の効率化による生産コスト低減の方策につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。
------------	---

議長 佐々木議員	担い手への農地の集積を進めるためには、農地の大区画化や生産性の低い農地の条件改善等の基盤整備やスマート農業の導入、法人経営体の育成など、取組が必要と考えており、加えて、こうした基盤整備やスマート農業技術の活用により、生産コストの低減にも寄与するものと考えております。 また、農地の分散錯綜の解消に向けては、地域の皆様との話し合いを重ね、地域計画や目標地図の磨き上げを行い、農地の集積に加えて、農地の集約化にも取り組んでいく考えであり、これより一層の作業の効率化とコスト低減が図られると考えております。 ４点目の堆肥散布への助成拡大による土づくりの推進につきましては、土づくりへの支援といたしましては、これまで地力増進対策事業として、堆肥購入への助成を継続して行っており、さらに、中山間地域等直接支払交付金を活用し、交付金対象農地に堆肥を散布する場合、その散布料金は同交付金が活用されております。 加えて、今後北海道では堆肥投入による肥料低減の取組を支援する化学肥料低減定着支援事業が行われる予定であり、当町といたしましてもこうした事業も活用し、さらなる土づくりの支援に努めてまいります。 １０番、佐々木議員 就農支援の在り方というようなことで、これについては、私も何度も、他の議員も何度も質問している状況でございますけれども、前進したという事例がなかなか見当たらないのが現状であります。新規就農希望支援という部分では、担い手育成協議会が中心となって取り進めているというようなことでございますけれども、問題は、農業を職業として生きていくという決意と覚悟が、ぴしっと持った中での取組で就農という形に入っていないと、なかなか営農、経営自立と
---------------------	---

議 長 農 林 課 長	いう形にはならないというふうに思います。 そこで私は、厚沢部町の取組として短期就農経験というような計画も組んでおりますけれども、やはり担い手塾であるとか、または、法人経営体に育成法人経営体をつくった中で、そういう農家で生きていくという覚悟が決まるまでの年月というか、それに何年、2年が必要なのか3年が必要なのか、その間もやっぱりきちっと手当てをした中で取り進んでいくというのが大事じゃないかなというふうに考えておりますけれども、そういった考えについてはいかがでしょうか。 農林課長 新規就農者、後継就農者への支援、育成確保支援であります。これにつきましては、これまで農業活性化センターにおいては、農業実習生の受入れ等も行っているところであります。また、町の担い手育成条例によりまして、後継就農者への支援、また新規就農者への支援ということで、後継就農者としましては、現在21名の方に奨励金を交付しております。新規就農者現在6名の方がいらっしゃいます。 この6名の方が多いか少ないかということはございますが、私どもの町で農業を始めたいという方がいらっしゃいましたら、私ども農林課としましては、積極的なサポートに努めてまいりたいと思っております。 ですので、議員御指摘の農業で生きていく決意ですとか覚悟、こういったものも醸成していくことも必要かなと思っておりますので、研修の中で、農業に対するその情熱といいますか、そういったものも強く持たれるような取組ができればと考えております。 以上です。
------------------------	--

議長 佐々木議員	10番、佐々木議員 活性化センターでの支援の研修というようなことで、それはそれなりにきちっと成果はあると思いますけれども、そういう活性化の実際に農家に、育成農家であったり、法人経営体のそういうふうに入り込んで、きちっとやっぱり年間を通した支援、そして研修していただいた中で取り組んで、まずは覚悟を決めていただくということでもあります。 その後については、国の人材投資というようなことで1年から3年、150万円、後継者育成というのが4年、5年については120万円という、そういう手厚い手当で、そしてまた規模拡大したいというようなことでは、相当な国の資金もあるということでございますけれども、まずはきちっと農家で生きていくと、そういう覚悟を持っていただくための取組というのが足りないのが、厚沢部町は、いざ、ぼんと農業に取り組んでもなかなかうまくいかないというのが実態じゃないかというふうに思いますので、農業候補者的研修そういった部分を実際の現場に下ろした政策の実現ということをごひとも取り組んでいただきたいということでもあります。 次に、2点、3点目の部分でございます。 これについては、先般2月の懇談会の中でも、農地拡大といったような部分で、山頂部等については取り組むことができますよというようなお話ございました。大変農家としては、取り組みやすい体系になったなというふうに理解しているところですが、それ以上にやっぱり集落自体が衰退しているという実態もあります。 そういうような中で、おらが集落を何とかしたいというようなことで、農地の大区画化整備工事といった要望もお聞きしてございます。その中で一番問題となるのが、やっぱり国有地未開発地であるとか、相続土地解決問題、これには多額の費用がかかるといったようなことが、大きい
---------------------	--

議 長 農 林 課 長	取組に向けての問題となっているという部分です。 その辺の取組、以前にも私質問してございますが、その後の状況等については、どういうふうな状況になってございますでしょうか。 農林課長 営農の効率化に資する農地の集積ということでございますが、これにつきましては、国で言っているのは今、大区画化に基づいて営農の効率化を図っていくということでありますが、その中で、大区画化に当たっては国有未開地ですとか、何か未相続の農地があるということのその解消に向けてどのようにするかということかなと思っております。 大区画化に当たっては、今、未相続の農地については、相続人の搜索制度というものもございます。地区別懇談会の中でも若干触れさせていただいたんですけれども、そうした制度を活用していただいて、最終的に本当に相続ができるかどうかは、やってみないと分からないという場合もあるかなとは思いますが、制度が使えるものであれば、そういうものは支援していきたいと思っております。 現在、地区において基盤整備の地区を立ち上げようというところで、今進めているところでもありまして、ここについて国有地が点在しているということで、その辺の処理ということも、基盤整備事業の中で実施可能ということで、今地元と調整をしながら、振興局の助言を受けながら、地元と今協議を進めているところであります。 ですので、国有未開地または未相続地については、いろんな事情があつてそのようになっている場面もあるかと思いますが、関係機関と連携しながら、対処できるものは取り組んでまいりたいと思っております。
------------------------	---

議長 佐々木議員	以上です。 10番、佐々木議員 ぜひとも、そういった未開発農地、そして相続されていない農地等については、解決に向けた調査業務仕様とあわせて、用地確定測量地、この膨大な費用がかかります。そういった部分についても、修繕では個人財産であるからちゃんと地域で負担すべきであろうというようなことの答弁がございますけれども、これについては、厚沢部町農業、滝野地区等に置き換えて考えてみますと、100年以上継続的に農地を持っているという地主さんは、おりません。まず、3代、4代を区切りとして、次の方が作付しているという状況下でございます。 そういうことを考えると、これは個人の財産でなくて、農地は町の財産であろうといった大きな考えの下で、そういった費用等についても負担をしていくんだという考えを持っていただきたいということであります。 よろしくその辺の取組の考えもお願いいたします。 次に、4点目です。 耐震散布拡大助成です。これについては、昨年度令和7年につきましては、米農家については価格高騰といったようなことで、大変恩恵のあった年というようなことは大変失礼ですが、令和7年については二極化の作況状況であったということです。 畑作物においては、天候不順、そしてまた大雨といったそういった状況で、大変不作の年であったということで、本当に残念だなというふうに思っているところであります。 その中で堆肥の中山間の中で、これ300ヘクタールですよね、散布をするということなんですけれども、中山間の対象になる農地の方はいいんですけれども、それ以外の方については対象
---------------------	---

議長 農 林 課 長	にならないというようなことなので、その部分、きちっとやっぱり光を当てていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。 農林課長 中山間地域等直接支払交付金の対象農地につきましては、堆肥の散布に関わる費用の助成がこの交付金から行われております。あくまでも交付金の対象農地に限っての取組でございます。ですので、その他多数の農地について堆肥を散布する前の散布の支援というのは、今の現状ございません。 しかしながら、今北海道のほうで先ほど町長のほうからも答弁ありましたが、道が化学肥料低減定着支援事業というものを実施する予定であります。これは堆肥の散布に対しても、助成を、散布量を、1反当たり4,000円だったかと思いますが、支援をするということで、当町で農業振興公社が受託して散布する場合、それを下回る金額でありますので、この事業を活用することによって、散布量については、この事業の令和8年度に限ることではございますが、散布がほぼ無償でできるものになるかなというふうに思っております。 しかしながら、単年度での事業実施ということを御承知おきいただければと思っております。 以上です。
議長 佐 々 木 議 員	10番、佐々木議員 この頃の農業においては、毎年、天候不順、酷暑というとんでもない暑さというようなことで、全然、今年の作況が悪かったというような農家が大多数だろうというふうに思うんですけども、中には、いやいや、町の明暗渠の活用によって、きちっと堆肥散布した中で、何も例年どおりの変わらない収量を得たという方もおられます。

		それについては、やっぱり私なりに判断するんですけども、肥沃な土地なんだろうなというふうなことで、通気性、排気性、保水性、そういったバランスが取れた、やっぱり団粒構造の農地につくり上げた、そういった成果の表れでないかなというふうなことを判断しておりますので、きちっと道の事業活用とあわせて、やっぱり厚沢部町もさらなる積極的施策の展開が大切であるということで申し添えます。 本当に、ここにきて集落の活気がない、本当に衰退している状況ですけども、このたびのスマート農業の町の補助政策といったような部分で、幾らかはカンフル剤ということで持ちこたえている状況下にありますけれども、持ちこたえている中で、さらなる施策を推し進めていくというのが大事だろうというふうに思います。 厚沢部町農業が毎年確実な農業生産額をきちっと確保していくというようなことをぜひとも取り組んでいただきたいということを申し添えて私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。
議	長	議事の途中でありますが、１５時３０分まで休憩をいたします。（１５：１５）
議	長	休憩前に引き続き、議事を続行いたします。（１５：３０）
議	長	日程第６ 議案第８号令和７年度厚沢部町一般会計補正予算を議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課	長	議案第８号の令和７年度厚沢部町一般会計補正予算（第１１号）の内容について説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議	長	最初に、歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は１０ページから３６ページまでです。歳入全般についての質疑であります。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、歳出の質疑に入ります。
議	長	歳出は款ごとに行います。
議	長	最初に、１款議会費について質疑ありませんか。ページ数は３７ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、２款総務費について質疑ありませんか。ページ数は３８ページから５６ページまでです。総務費についての質疑であります。
議	長	１番、中山議員
中山議員		４９ページになります。そこに、負担金、補助及び交付金があるんですけども、３点そこに減額されているわけですけども、この減額理由を説明していただきたいと思います。
議	長	政策推進課長
政策推進課長		４９ページの負担金、補助及び交付金で、上の段の３つのまず１つ、夢現プロジェクト実行委員会の補助金なんですけれども、こちらは年間通じてＰＲ事業だとか、あと道の駅の活性化の検討、こういったことをやってくるんですけども、どうしても旅費だとか需用費に執行残というのが出ますので、今回補正でそれを減額すると。
		次に、空き家調査の補助金なんですけれども、こちらは今年度、空き家調査のほうを素敵な過疎づくり株式会社のほうで進めていたんですが、これがちょっと国の補助金の対象経費の問題がございまして、外注する委託費とかは対象になるんですけども、ちょっと内部の経費が対象外になるということになりましたので、その分の減額をしております。

議長 中山議員 議長 政策推進課長	次に、脱炭素×移住促進交通対策実証事業補助金ですが、午前中の一般質問にありましたとおり、脱炭素の先行地域の交付金の事業が令和８年度からの実施ということになったので、今年度ＥＶカーシェアについては進まないということで、こちらのほうを減額させていただいております。 以上です。 １番、中山議員 今、課長の説明あったんですけれども、この夢現塾といいますか、プロジェクトの１００万円というのは、道の駅の補助金になっている、その内容というのはどんな内容なのか、もう一回説明していただきたい。 それと、次の空き家の調査なんですけれども、これはどの程度まで空き家の調査をやったのか、その内容について説明していただきたいと思います。 政策推進課長 夢現プロジェクト実行委員会の事業は、直接道の駅の何かを買うとかそういうものではありませんで、まず夢現プロジェクト実行委員会が今年度何をしたかという、一番大きいところで、あっさぶメイクインのＰＲ事業をしております。次に、道の駅の視察等で検討をするということ、そして、新商品開発事業等を行っているのは交流人口拡大のための、例えばオンラインでの食体験なんかを行っております。 そういった中で一般会計と同じなんですけれども、事業を実施することによって執行残というのは当然生まれます。そして、その執行残というのは、もらった補助金であってもやはり町のほうに返さなきゃいけないので、実行委員会から余った分を町に返すような形で、マイナス１００
---	---

議 長 中山 議員 議 長 政策推進課長	万円ということで計上しております。 次に、空き家調査等の事業費補助金なんですけれども、事業としてどこまで進んだのかということなんですけれども、各町内会に照会をかけまして、おおむねの件数はもう既に把握はできているんですけれども、最終的に大家さんと交渉して回収していくという最後詰めの段階まではまだちょっと終わっていないので、今年度中に間に合うように、これは進めていきたいと考えております。 以上です。 1 番、中山議員 課長、今はこのプロジェクト委員会というのを年に何回ぐらい開いて、何名くらいがいるのか。 それともう一つは、空き家の調査なんですけれども、何か形になって見えてこないんですけれども、この調査結果、どの程度まで調査が進んでいるのか、地区ごとなのか、それとも、この調査の結果をどのように今後進めていくのか、その辺についてもう一度説明していただきたいと思います。 政策推進課長 夢現プロジェクト実行委員会につきましては、構成メンバーなんです、合計 10 名で構成されております。具体的に申し上げますと、商工会、建設協会、観光協会、夏祭り実行委員会、素敵な過疎、農業委員会、土地改良区、農協で、農協の生産組合、食用と種芋、生産組合ということで、10 の団体が参画してこの実行委員会を組んでおります。年間の開催回数については、協議会の総会的なものは年 3 回で事業計画やら事業実績の審査を行っているんですが、こちらの活
--	---

議長 山田議員	動が多岐にわたっておりますので、部会構成というものをつくりまして、実行部隊として部会構成で、例えば商工会青年部とか、そういったあと農協の生産組合の各会員、そういった方に動いてもらっている状況ではございます。 次に、空き家調査はどの程度進んだのかということなんですけれども、先ほどの答弁の繰り返しになってしまうんですが、まず素敵な過疎づくり株式会社が今主体で実行しておりまして、各町内会長に対して、どの程度空き家がありますかという状況把握、こちらのほうはもう最終的に大体集計がまとまった段階ではございます。 ただ、今後やっぱり次年度以降きちんと、以前の答弁でもさせていただいたんですけれども、借り上げて改修して貸し出すような形で、やはり2地域居住だとか移住の促進につなげていきたいという、そういう展開を想定しておりますので、今年度といたしましては、その把握できた空き家の中から、改修可能なもの、そして移住とか2地域居住に利便性の高いもの、そこをピックアップして、最終大家さんと交渉して、次年度以降の改修につなげていきたいと考えております。 以上です。 7番、山田議員 今の中山議員のほうの空き家の事業の件で、ちょっと追加でお聞きしたいんですが、一応私は地域の町内会としてアンケートをいただきました。そして、回答しましたが、それ以後の、空き家といってもいろいろ、アンケートでは書けない状況もあるんで、ちょっと一緒に回りましょうというところまで来たんですが、それ以後の返答が全然ございません。それで、次年度、今年中に、そういうことで回るのかどうかというのを、きちんとやはり各町内会長には報告というのが
--------------------	---

議 長 政 策 推 進 課 長	大事じゃないかということをお聞きしたいです。 政策推進課長 各町内会に回答が行っていないということで、それは大変失礼なことだと思いますので、ちょっと定例会が終わった後に素敵な過疎のほうとまた打合せしまして、各町内会長さんに改めて、お礼も含めて回答するというので進めたいと思います。
議 長	ただ、素敵な過疎のほうで進めていますので、細かい状況までちょっと分からない部分があって申し訳ないんですけども、やはり空き家の件数も相当数ありますので、多分重点的に優先的に回るといことも必要になってくるので、すぐ動けるかどうかというのはまたちょっと御容赦いただければと思います。 以上です。
議 長	ほかに、2款総務費について質疑ありませんか。ページ数は38ページから56ページまでです。
議 長 香 川 議 員	5番、香川議員 43ページになります。説明の欄でいくと、地方拠点開設支援事業補助金とあります。これ、減額補正で載っているわけで、恐らく前に説明をしていると思うんですけども、どういう内容かちょっと度忘れしてしまったので、この補助金の概要を説明お願いいたします。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 内容につきましては、地方拠点開設ということで、例えば厚沢部町に本社を開くだとか、厚沢部町に本社を移転するという場合には、補助率で3分の2、金額としては最大500万円で移転費用を補助するというような中身でございまして、本社移転とかのない場合は補助率が2分の1

		ということになります。 この内容につきましては、９月定例会だったかな、補正予算で計上させていただいていたんですが、想定していた企業は本社移転をしまして、ただ予算は５００万円で見させていただいたんですが、町で所有している上里の移住交流センターというところがあるんですよね。そこが移転先になったものですから、割と経費がかからなかったということで、今回減額補正となっております。 以上です。
議 高 田 議 員	長	２番、高田議員 ページは３９ページです。庁内ネットワーク端末環境整備の委託が４９０万円も減額になっているんですけども、新年度予算でも似たような内容があるんで、その関係かなと思いながらお伺いするんですが、この減額の理由を教えてください。
議 総 務 財 政 課 長	長	総務財政課長 庁内ネットワーク端末環境整備委託料ということで、こちらは職員が使っているパソコンのWindows 10がサービス終了ということで、Windows 11を入れたものをパソコン百数十台導入するという事業でありまして、こちら見積り合わせによって減額したものであります。
議 議 浜 塚 議 員	長 長	ほかに２款総務費について質疑ありませんか。 ３番、浜塚議員 ４７ページの１２番委託料でございます。ダイバーシティインストラクター事業委託料、１７８万円、減額の理由を説明願います。
議	長	政策推進課長

政 策 推 進 課 長		ダイバーシティインストラクターにつきましては、認定こども園に配置している外国人の講師 2 名分の予算でございます。 減額の理由なんです、当初 1 名 4 月から来るということで想定して予算を組んでいたんですが、実際来たのが最初の 1 名が 7 月、もう 1 名が 8 月ということで、来ていない月数分を減額するというような形での補正となっております。 以上です。
議	長	2 款総務費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、3 款民生費について質疑ありませんか。ページ数は 5 7 ページから 6 4 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、4 款衛生費について質疑ありませんか。ページ数は 6 5 ページから 6 9 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、6 款農林水産業費について質疑ありませんか。ページ数は 7 0 ページから 7 6 ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、7 款商工費について質疑ありませんか。ページ数は 7 7 ページから 8 0 ページまでです。
議	長	2 番、高田議員
高 田 議 員		ページは 7 8 ページです。道の駅あっさぶ商業施設及び 2 4 時間トイレ指定管理委託料が 4 1 5 万円ほど減っております。これの中身の御説明をお願いします。
議	長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長		道の駅あっさぶ商業施設及び 2 4 時間トイレ指定管理委託料の 4 1 5 万 6 , 0 0 0 円の減でござ

議 長 高 田 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長	ざいますが、当初予算というのは、あくまで不足しないように見込み値で一旦指定管理者のほうから出していただいたものに基づいて計算しております。ただ実際、委託契約を交わすときは、大体前年度の実績というのが出てきますので、前年度の実績に応じて、ただ少し係数を掛けます、足りなくなりますので、それで契約しておりますので、その差額が415万6,000円だったということで、実際の契約額は1,399万3,100円ということになっておりまして、これで商業施設と24時間トイレの委託料ということになっております。 以上です。 2番、高田議員 今の説明で分かりましたけれども、ということは、来年、次年度以降からの減額というのは、これほどの数字が出てこないであろうということになりますね。 政策推進課長 この指定管理委託料のまず性質というところからお話しさせていただきますと、これにつきましては、まず基本的には24時間トイレと商業施設と、あとはレストラン部門ということで3つで区分しております。レストラン部門につきましては、指定管理者の責任で赤字だろうが黒字であろうが指定管理委託料は発生しないと、要するに、自主自立で経営していただく。ただ、公共施設部分、例えば、映像空間のスペースだとかトイレのスペース、そういった部分につきましては、町の指定管理委託料で商業施設は賄うということ。あとは共有スペースについては、例えば電気代とかは案分して、その面積で案分比率を出して負担していただくということで、商業施設につきましては、結論から申し上げますと、レストラン部分は全て指定管理者の責任で運営して、公共施設につきましては町の委託料で運営するということで賄っております。
---	--

議 長 香 川 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長	また、24時間トイレにつきましては、あくまで収益の上がる施設ではありませんので、必要な経費全額を町のほうから出すという形になります。 そして、御質問あった来年の委託料についてなんですが、来年度の予算はこれからなんですけれども、既に計上しておりまして、まず一度出していただいた数字によって予算計上しますが、大体もう今2月末の実績までが出ますので、実際の契約時にはもうちょっと実績に近い形で契約していくと。 ただし、これ以上下がらないかという質問だったんですけれども、逆に私、上がると思っております。光熱水費とか人件費全て上がりますので、来年度は先ほど言った1,399万円からもっと上がった指定管理委託料になるのではないかとは思っております。 以上です。 5番、香川議員 先ほど高田議員が質問したところと同じ科目であるんですけれども、去年に関して、去年の今時期の補正予算でも、たしか去年は200万円台の減額補正されていたと思うんですけれども、実際、当初予算もそれに見合った部分で減らしていたような気がするんですけれども、それで間違いないか、ちょっとまずお聞きしたいなと思います。 政策推進課長 すみません、さすがに去年の補正予算まで手元にはないので、今ちょっと即答はできないんですけれども、去年の予算につきましては、去年は令和6年度ですね、多分まだ年間トータルの実績がないまま当初予算を組んでいたと思いますので、それで多分考え方が大分違っていたのかなと。あとは、指定管理委託料というのは、相手の言い値ではなくて、当然精査して、指定管理の
---	--

議 長 香 川 議 員 議 長 政 策 推 進 課 長	条件としましては、やっぱり減額できるものはやっぱり民間企業の努力で減額というか、効率的に運営してもらうというのが原則ですので、その原則を当てはめた中で協議をしていくということになりますので、当然実績がきちんと分かれば、その分は必要ない経費は出さないと、その代わりレストランの部分では別にもうけてくださいというスタイルで交渉していく形になると思いますので、都度都度減額幅だとかそういうのが変わってくるのは、正直やむを得ないのかなとは思っております。 以上です。 5 番、香川議員 ということは、今年は4 1 5 万円減額した金額で、それをベースに来年、予算組みをもうされているのか、若干、さっきのお話で係数はのせてという話はしていたと思うんですけども、その金額で実際2 4 時間トイレのように収益が上がらない、その部分も賄えているのか、説明を願います。 政策推進課長 実際は賄えています。というのが、町のほう何も削るだけではなくて、きちんと実績でマイナスにならないように係数を掛けて契約するという形にしておりますので、そして、まず予算の考え方なんですけれども、予算というのはあくまで上限額ですので、取った予算で契約することとは1 0 0 %あり得ないです。予算の範囲内で契約をします。ただ、指定管理委託料で約束事として、商業施設の公共部分と2 4 時間トイレにつきましては、町が全額負担するということが当然指定管理の条件で当初、協定結ばれていますので、そこがもし足りなくなるようなことがあれば、予算で残っているもので契約変更していくという形を取らざるを得ないのかなとは思って
---	--

議 長 高 田 議 員	おります。ただ、実際にはそういったケースは現在まで出ておりません。 以上です。 2 番、高田議員
議 員	これも確認。今のタイミングでこれを質問したほうがいいのかなと思いながら聞いているんですけれども、ページとしては78ページの函館空港のアクセス改善プラットフォーム負担金です。これも9万5,000円減なんですけれども、この実績が恐らくこれの減につながっているんだと思うんですが、実績の報告をしていただけますか。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 御質問のとおり実績の減による減ということで、その実績なんですけれども、まずこの事業というのは、函館空港からのアクセスをよくするためにタクシー会社のほうを使って檜山のほうまでお客さんを運ぶというような事業でございまして、実際事業としましては37人がトータル実績だったんですが、そのうち厚沢部町をバスの降り場として使った方というのが2名しかおりませんでしたので、当初予定していたのがたしか5名だったと思うんですけれども、それよりは実績が入ったので減ということになっております。 以上です。
議 長 議 長	ほかに7款商工費について質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは、次に、8款土木費について質疑ありませんか。ページ数は81ページから85ページまでです。
議 長 中 山 議 員	1 番、中山議員 ページでいきますと82ページです。82ページに除雪費が載っているんですけれども、この

議 長 建設水道課長	内容についてはいいんですけれども、町民から指摘されたことがありますして、除雪の仕方で、新町市街地線の雪がほとんど国保病院の中の駐車場にいっぱいになっているということで、駐車するのに困ったと、何とかならないのかということで、私も行ったときに、あそこが山で本当に事務長に、大変ですねというようなことで言ったんですけれども、除雪の仕方で方法を考えて、何とか駐車場に雪を集めるというのがなくならないようにできないものか、それについて見解を聞きたいと思います。 建設水道課長 ただいまの質問の排雪場所の関係なんですけれども、うちのほうも私有地とか、前であれば、今、旧桜鳥があったところとか商店街通りの、今駐車場になっていますけれども、ああいうところを過去に借りていた経過があったらしいんですけれども、今ちょっといろいろありまして、太鼓山に入ってく通りのところの駐車場とかあるじゃないですか、空き地、あっさぶ調剤の斜め向かい側というんでしょうか、ああいう空き地に過去やっていたときもあるらしいんですけれども、いろいろ地権者とかの関係で、ちょっといろいろあったものですから、今国保病院しか退避場所がないということになっていまして、商店街の通りとか、結局全部ひっくるめて、あそこに今おっしゃられたとおりに持っていつているという状況になっています。なので極力、国保病院と連絡取りまして、その排雪場所の雪の状況を見て、国保病院の部分については、あそこは排雪場所を排雪してしまわなければ、商店街通りの除雪もできないという状態になっていますので、まめにはするようにしていました。ただ、今年については、1月についてすごい降り方しまして、気温も下がらない、雪も降り続けるというような状況が続きましたので、町内においても排雪をしなければ除雪もできないという箇所が、それ以外のところも実際結構あったんです。そういう
-----------------------	--

議長 中山議員	部分もありましたので、今後についても国保病院の排雪場所については、そういう事情もありますので、まめに連絡を取り合って、かくようにしたいと思います。 以上です。 1 番、中山議員 課長、あっさぶ調剤と福島さん、肉屋さんの間に、広いところ、空き地ありますよね。ああいうところ、町として借入れしてできないものなのか。 それと、もしできなくて、あのような形であそこに雪を集めるんだということであれば、早急に何回もやはり排雪するということが必要でないかなと思うんですけども、あのままの現状では、やはり患者さんが行くのにやっぱり困ったというようなことで、何とかならないんですかというようなことを言われたんで、はい、分かりましたということで、今日お話ししているんですけども。 もう一点は、小鵜から清水に抜ける道路の境界がどっちかが早くなったり遅くなったりして、大変困るんだよというようなことで、何とかあれ統一できないのというようなことで、去年もちょっと言われて、今年も言われましたんで、その辺の2点についてもう一度答弁願いたいと思います。
議長 建設水道課長	建設水道課長 新町の今の排雪の場所につきましては、私もちょっと病院にいたことがあるので、結構実際、現状分かっています。やむを得ない場合は、本当に職員のほうに頼んで、職員の車を空けさせて、患者さんの止める場所を確保したとか、そういう経過もあるんで、実際のところ、本当になるべく早めに国保病院と協力して、あまり患者さんに迷惑をかけないような状態で排雪を進めた

議 中 山 議 員	長 員	いと思います。 鶉の小鶉のほうの道道の関係だと思うんですけども、そちらが途中から町道に変わるんですよ。一応あそこの除雪につきましては1業者が統一して、うちの部分の業務を請け負いまして、道の除雪も請け負っているんですけども、どうしても道道のほうの除雪を優先せざるを得ないと、その後、町道のほうを回っていく形になってしまうので、一旦、以前に質問ありまして、あそこに途中までは、大雪があったときにかいていたんですけども、途中から結局、雪がかいていない状態で、埋まったとか埋まりかけた車があったとかというお話があったと思うんですけども、その業者との調整の関係で、どうしても道で委託している分の業務について優先してやってしまわなければならないというような形になっていますので、その辺はうちとの兼ね合いで、どうしても道のほうを優先せざるを得ないというような状況になっています。御了承いただきたいと思います。
		1 番、中山議員 課長、病院についてはまめに排雪するということで、患者には迷惑かけないと。今年はもう雪降らないと思いますけれども、そういう状態でやっていただきたいなと。 もう一点、小鶉の道路の除雪なんですけれども、あそこはやっぱり例えば、町長、思い切って町で清水までやるというようなことを判断するのか、お願いして、道のほうにやってもらうというようなことも考えられますので、その辺、何とかどっちかにすればいいわけですから、その辺の努力してほしいなというふうに思います。
		町長 今の道道と町道の境ということで、同じ業者さんがやっているんですけども、基本的に道道
議 町	長	

	のほうがなぜ優先されているかというのは、まず住宅があるよ、そこを先に除雪すると、その後 に住宅のない部分のところが後回しになるということであるというふうに思っております。 道にもお願いしておりますけれども、これはなかなか難しいというふうに思います。それで あれば、町があそこの道道の先の町道を別な業者に委託するかということにもまたなるんですけれ ども、またそれでも時間差ができるということになると思います。 道のほうにも要請はしてまいりますけれども、かなり厳しいかなというふうに思います。
議 長 議 長	ほかに 8 款土木費について質疑ありませんか。（発言する声なし） それでは、次に、 9 款消防費について質疑ありませんか。ページ数は 8 6 ページ、 8 7 ページ です。
議 長 高 田 議 員	2 番、高田議員 ページ数は 8 6 ページの防災情報配信システムの整備業務委託料の減額ですけれども、これは なぜこういう減額になったのでしょうか。
議 長 総 務 財 政 課 長	総務財政課長 こちらの委託業務につきましても、見積り合わせによりまして大幅な減額となっております。 以上です。
議 長 総 務 財 政 課 長	総務財政課長 すみません、1 点だけ補足させてください。 プロポーザル提案型で、業者のほうから金額を提示していただいて、大幅な減につながったと いうことであります。 以上です。

議	長	ほかに 9 款消防費について質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、 1 0 款教育費について質疑ありませんか。ページ数は 8 8 ページから 1 0 0 ページまでです。
議	長	2 番、高田議員
高	田	奨学金についてお伺いします。給付型奨学金というのがせっかくできたので、満度に使っていたけるものかと思っていたんですが、意外にも減額があるということで、実際この中身、どういう希望者というか、内容になっているんでしょうか。
議	長	教育委員会事務局長
教	育	給付型奨学金の件でございます。予算では 5 人見ておりましたが、実際 2 名、申請がありました。その 2 名、採用というか給付になっております。
委	員	内容については、成績基準ですとかあるんですけども、月額 3 万円の支給になっております。
会		そのほか、基準といいますと、非課税世帯ですとか、そういった形になっております。
事	務	以上です。
局	長	2 番、高田議員
議	員	局長、最後のほうが言葉が低くなるから、何言っているか分からなくなるんだよね。もう少し最後まで大きく言ってください。
高	田	要するに、給付型なんだから、それに該当する人がいれば、どんどん手を挙げてくださいと言っていいわけですよ。該当する人がいなかったのか、それとも P R が足りなかったのかということを確認したいんですよ。
議	員	

議	長	教育委員会事務局長
教 育 委 員 会		募集については、１月に入ってから町内の回覧で配布しております。あと、中学校等にも配布
事 務 局 長		しているところがございます。
		申請者が２名で２名とも該当になっているということです。ほかに該当者がいなかったと
		いうことだと思っております。
		以上です。
議	長	それでは、１０款教育費についてほかに質疑ありませんか。ページ数は８８ページから１００
		ページまでです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、１１款災害復旧費について。ページ数は１０１ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、次に、１２款公債費について。ページ数は１０２ページです。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結いたします。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第８号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第８号令和７年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第７ 議案第９号令和７年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	議案第 9 号の令和 7 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 5 ページから 1 6 ページまでです。歳入歳出全般についての質疑であります。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 9 号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号令和 7 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 8 議案第 1 0 号令和 7 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	議案第 1 0 号令和 7 年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の内容について御説明いたします。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は４ページから８ページまでです。歳入歳出全般についての質疑ありませんか。（発言する声なし）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声なし）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１０号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１０号令和７年度厚沢部町後期高齢者医療特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	それでは、議事の途中ではありますが、本日はこれをもって散会いたします。明日は午前１０時から開会いたします。本日は御苦労さまでした。（１６：４０）